

神川町公共施設再配置計画

平成 31（2019）年 3 月

神川町

目次

第1章 計画の目的等 -----	1
1－1 目的 -----	1
1－2 位置づけ -----	3
1－3 対象期間及び削減目標 -----	4
第2章 再配置方針 -----	5
2－1 施設の配置状況 -----	5
2－2 再配置の方針 -----	8
2－3 再配置の方策 -----	10
2－4 施設分類別の再配置の方針 -----	15
第3章 ロードマップの検討 -----	81
 施設所在地一覧 -----	 91

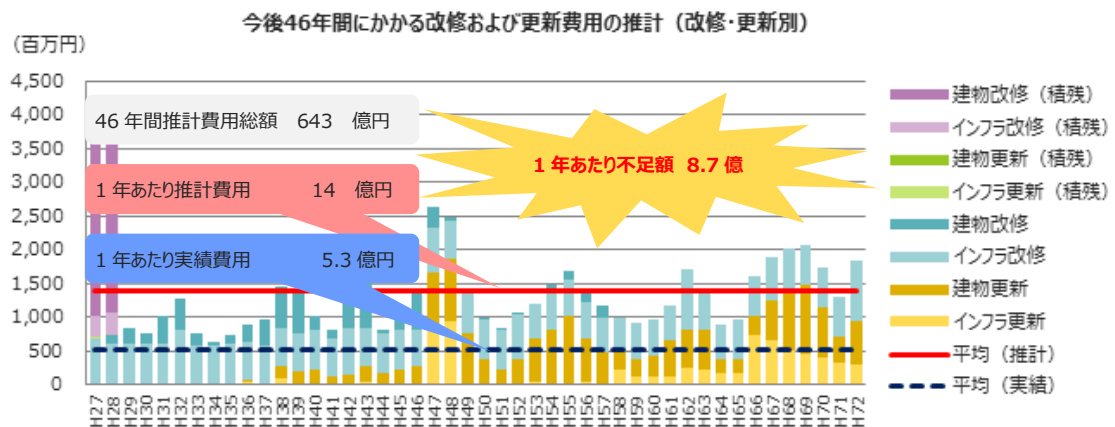
第1章 計画の目的等

1-1 目的

神川町が保有する建物系施設及びインフラ系施設にかかる改修及び更新費は、平成27（2015）年から平成72（2060）年の46年間で643億円と推計され、1年あたりでは14億円となります。

これに対し公共施設等の改修及び更新に充てられる平年での財源の上限は、平成18（2006）年度から平成26（2014）年度の維持補修費及び普通建設事業費の実績の平均値から5.3億円と算出されます。

このため、今後公共施設等に必要な費用に対して、充当可能な財源が年間約8.7億円不足すると推計されます。

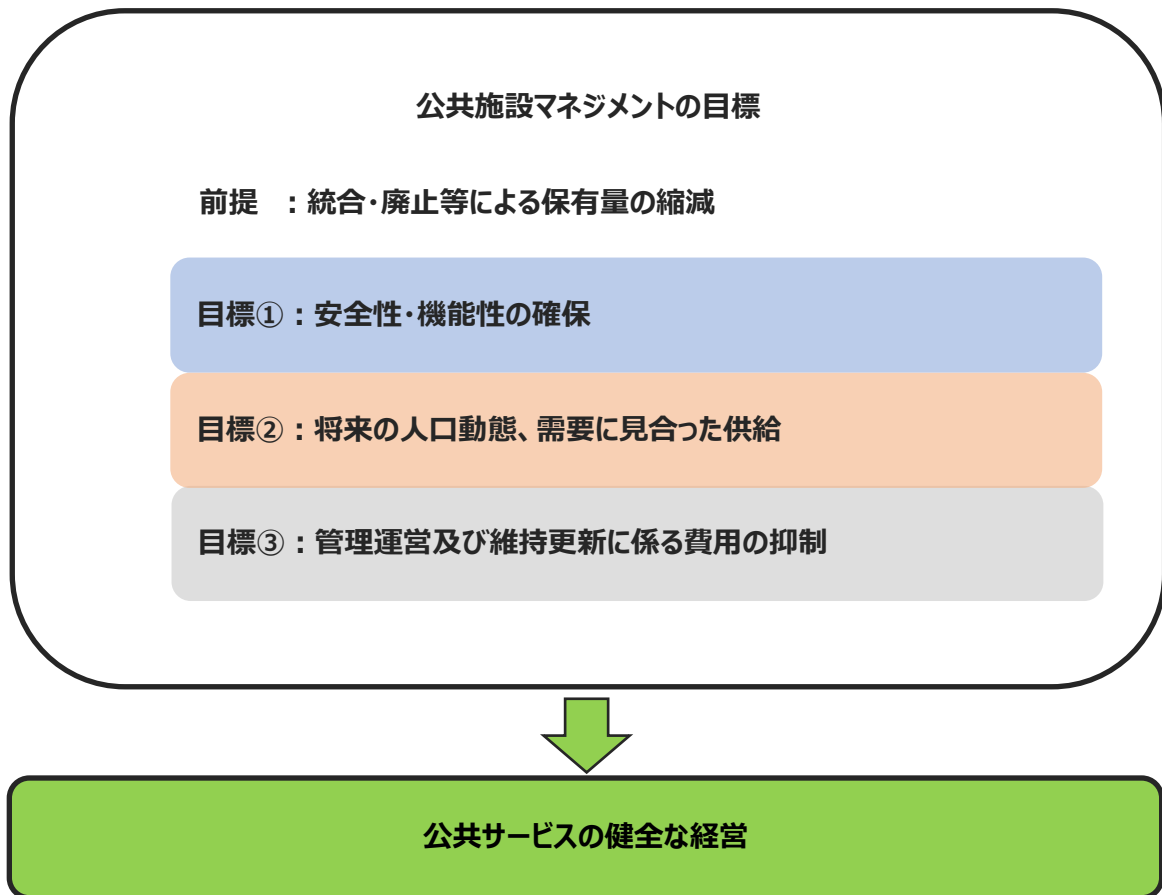


出典：神川町公共施設等総合管理計画

図1-1 今後46年の改修及び更新費用の推計

将来の人口見通しや財政状況を踏まえると、現在神川町が保有する公共施設を、将来にわたって全て維持し続けていくことは困難な状況にあります。

本計画は、「神川町公共施設等総合管理計画」で定めた各施設の目標に基づき、将来にわたって公共サービスを維持していくため、今ある公共施設の集約化や複合化等による保有量の適正化についての方向を定めることを目的としています。



出典：神川町公共施設等総合管理計画

図1－2 公共施設マネジメントの目標

1-2 位置づけ

本計画は、「神川町公共施設等総合管理計画」を受け、公共施設の保有量の適正化について方向性を定めるものです。

策定後は、施設の長期保全について、本計画と整合を図りながら実施していくこととします。

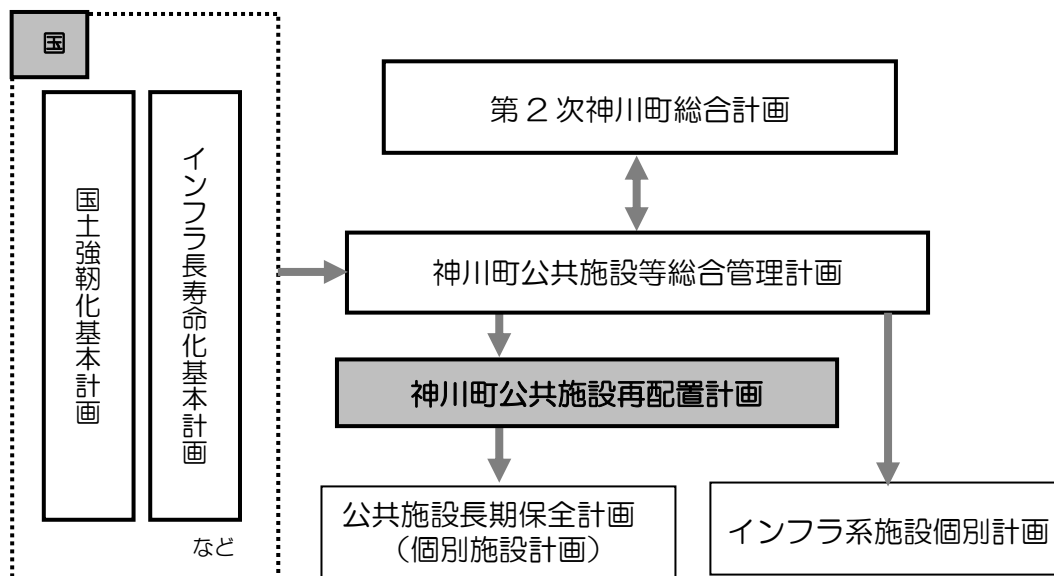


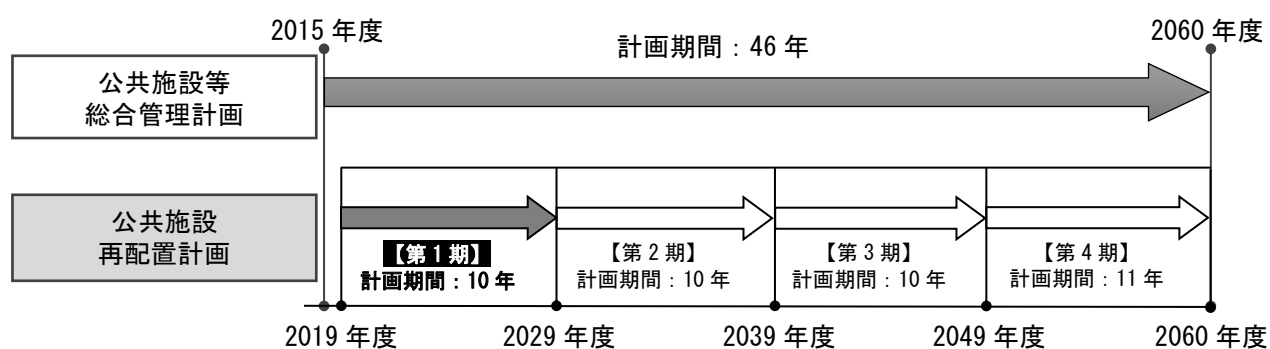
図1-3 計画の位置づけ

1-3 対象期間及び削減目標

(1) 対象期間

本計画の計画期間は、「神川町公共施設等総合管理計画」の計画期間との整合を図り、41 年間（2019 年度から 2060 年度）とします。このうち、第 1 期（計画期間：2019 年度から 2028 年度）、第 2 期（計画期間：2029 年度から 2038 年度）で実施する施策を示します。

今後は、概ね 10 年ごとに計画の進捗状況や社会情勢・財政状況の変化などを踏まえ、見直しを行います。



(2) 削減目標

第 1 期における公共施設の延床面積の削減目標は、次のとおりです。

第 1 期の削減目標	約 20%
------------	-------

第 2 期の削減目標については、第 1 期での結果を踏まえ、計画見直し時に改めて設定します。

第2章 再配置方針

2-1 施設の配置状況

(1) 施設区分の設定

公共施設は、公共サービスを利用する対象者によって、特性や条件が異なります。そこで、対象者別に施設を区分して、適正配置の方針を検討します。

施設区分の考え方は、次のとおりです。

表 2-1 サービス対象者による施設区分

施設区分	施設の特性
地区利用施設	地区にお住まいの住民の利用が主となる施設です。 地区の生活に密着したサービスを提供します。
全域・広域利用施設	《全域利用施設》 町全域単位で設置される施設です。 全町民を利用対象としたサービスを提供します。
	《広域利用施設》 周辺自治体の住民や観光客などの広域的な不特定多数の方々が利用できる施設です。

(2) 対象施設

本計画の対象となる公共施設の施設区分及び分類は、次ページのとおりでです。（公園緑地除く）

なお、公共施設等総合管理計画策定後に取り壊した施設（予定を含む）やインフラ系施設（上水道関連施設、下水道関連施設、道路・橋梁など）は、本計画の検討から除くものとします。

検討除外施設	○インフラ系施設 公衆衛生施設（上水道関連、下水道関連） 道路・橋梁など
--------	--

表 2-2 対象施設一覧

公共施設等総合管理計画の分類	再配置計画 評価分類	管理運営 主体	全域・広域利用施設	地区利用施設（所在地別）			
				丹荘地区	青柳地区	渡瀬地区	神泉地区
行政施設	役場庁舎	町	神川町役場				
		町	神泉総合支所				
防災関連施設	消防団車庫・詰所	町				第1分団車庫兼詰所	
		町			第2分団車庫兼詰所		
		町			第3分団車庫兼詰所		
		町		第4分団車庫兼詰所			
		町		第5分団車庫兼詰所			
		町					第6分団車庫兼詰所
		町					第7分団1班車庫
		町					第7分団2班車庫兼詰所
		町					第7分団3班車庫兼詰所
		町					第7分団3班車庫
		町			消防車庫（二ノ宮）		
		町				旧第1分団車庫・詰所	
		町		旧第4分団車庫・詰所			
	消防小屋	町					宇那室自衛消防小屋
		町					住居野自衛消防小屋
		町			小浜自衛消防小屋		
	器具置場	町			新宿消防器具置場		
	水防小屋	町			水防小屋（二ノ宮）		
		町			水防小屋（新里）		
	無線中継局	町	防災行政無線中継局				
教育施設	小学校	町		丹荘小学校			
		町			青柳小学校		
		町				渡瀬小学校	
		町					神泉小学校
	中学校	町	神川中学校				
	学校給食センター	町	学校給食センター				
	幼稚園	町	神川幼稚園				
医療福祉施設	保育所	町	丹荘保育所				
		町	青柳保育所				
	保健衛生施設	町	神川町保健センター				
	福祉施設	町	神川町総合福祉センター				
	国保診療所	町	神川町国民健康保険診療所				
公営住宅	公営住宅	町	町営渡瀬住宅				
		町	町営中居住宅				
体育施設	体育施設	町	阿久原グラウンド				
		町	神川町B＆G海洋センター				
産業振興観光施設	農業施設	その他	農産物加工センター				
		その他	農林産物集出荷貯蔵施設				
	観光施設	その他	地域振興施設神泉				
		その他	矢納フィッシングパーク				
		町	婦人・若者等活動促進施設				
		町	町営神流湖テニスコート				
		その他	地域振興施設ありの実				
	宿泊施設	指定管理	冬桜の宿神泉				
	その他公園	指定管理	城峯公園				

対象施設一覧（続き）

公共施設等総合管理計画の分類	再配置計画 評価分類	管理運営 主体	全域・広域利用施設	地区利用施設（所在地別）			
				丹荘地区	青柳地区	渡瀬地区	神泉地区
コミュニティ施設	公民館	町	神川町中央公民館				
		町	ふれあいセンター				
	コミュニティ施設（全域）	町	多目的交流施設		池田集会所		
	コミュニティ施設	行政区			新里多目的集会所		
		行政区			新里前組集会所		
		行政区			中新里集会所		
		行政区			小浜集会所		
		行政区		貫井集会所			
		行政区		植竹集会所			
		行政区		関口集会所			
		行政区		四軒集会所			
		行政区		八日市集会所			
		行政区		八日市東部集会所			
		行政区		三原集会所			
		行政区				渡瀬コミュニティ集会所	
		行政区				渡瀬 21 区集会所	
		行政区					桜城集会所
		行政区					池尻集会所
		行政区					貫井・幹沢集会所
		行政区					中居集会所
		行政区					町営中居住宅集会所
		行政区					林・小倉集会所
		行政区					日向・門野集会所
		行政区					寺内集会所
		行政区					住居野集会所
		行政区					手津久集会所
		行政区					高牛・浜の谷集会所
		行政区					宇那室集会所
	コミュニティ施設（その他）	町	下阿久原バス停				
		町	矢納上鳥羽トイレ				
		町	矢納上鳥羽車庫				
		町	住居野トイレ（入口）				
		町	住居野トイレ（奥）				
		町	上阿久原林トイレ				
		町	上阿久原丹生神社トイレ				
		町	鳥羽バス亭				
		町	東屋				
		町	冬桜の宿神泉バス停				
		町	浜の谷バス停				
		町	中新里ゲートボール場				
		町	丹荘駅前障害者対応トイレ				
文化施設	学習施設	町	就業改善センター				
		町	神泉定住促進センター（ステラ神泉）				
		町	矢納センター				
	文化施設	町	文化財収蔵庫（肥土）				
		町	文化財収蔵庫（下阿久原）				
その他普通財産	その他普通財産	町	矢納体育館				
		町	旧いずみ幼稚園				
		町	二ノ宮集出荷所				
		町	ボランティアセンター				
		町	植竹駐輪場				
		町	下阿久原倉庫				

2-2 再配置の方針

(1) 神川町公共施設等総合管理計画の方向性

「神川町公共施設等総合管理計画」(以下、総合管理計画)では、「統合・廃止等による保有量の縮減に関する方針」が定められています。本計画では、その方針に基づき、今後の公共施設の再配置の方針を定めます。

・統合・廃止等による保有量の縮減に関する方針

＜適正な保有量の検証＞

公共施設等の縮減すべき量を把握するにあたって、まずは適正な保有量を検証します。

＜施設評価による運用方針の検討＞

公共施設等の保有量を適切に縮減するために、公共施設等マネジメント※を通じて施設評価を実施し、各施設の今後の運用方針を明確化します。

・建物の安全性及び機能性の確保に関する方針

＜計画的な修繕、大規模改修、更新等の実施＞

廃止すべきと判断された施設のうち安全性が確保された建物については、用途転換や、民間への売却、貸付、譲渡等を総合的に検討して有効活用を図ります。

安全性や汎用性の低い建物等、建物の活用または処分が困難である場合には、速やかに除却して土地の有効活用を図ります。

・需要の変化に適應した公共サービスの提供に関する方針

公共施設の保有量及び配置、また提供するサービスの内容及び適正な水準等の検証を行い、公共施設の在り方を検討します。

施設の統合または廃止にあたっては、保有量の縮減とともに、機能集約による利便性の向上を図ります。なお施設の統合・廃止に際しては、利用者の交通便利性が確保されるように配慮します。

公共施設の保有量の縮減を図るとともに、周辺自治体と相互利用できる施設の拡充や、民間施設の活用により公共サービスの拡充を図ります。

合併前から設置され機能が重複する施設は、機能集約により効率的な運営を図ります。

更に PPP/PFI※等により民間のアイディア、ノウハウを積極的に活用したサービス内容の高度化・充実を図るなど、他自治体や海外の動向にも注視し、集客力を向上する施策の検討に努めます。

※**公共施設等マネジメント**：地方公共団体が保有している公共施設等（学校、公営住宅、公民館等の公共施設 及び 道路、橋梁、上下水道等のインフラ系施設）を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組みをいう。

※**PPP**：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）の略称。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。指定管理者制度も含まれる。

※**PFI**：Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

（２）再配置の方針

公共施設の改修や更新、維持管理や運営に係る財政負担の軽減を目指すため、公共施設の規模の適正化や効率的かつ効果的な利用促進等、再配置の方針を次のとおり定めます。

なお、基本方針の策定にあたっては、町民アンケート調査結果及び住民懇談会の意見等に留意しています。

方針 1 公共による必要不可欠なサービスの見直し

- ◆公共で行うサービスを見直し、厳しい財政状況の脱却を目指すとともに、民間によるサービスの活用、地元によるサービスの維持などにより、将来にわたって必要となるサービスを継続します。
- ◆公共による必要不可欠なサービスを「必要最小限の施設量」のもと、「最小のコスト」で継続していくことを目指します。

方針 2 まちづくりと整合した施設配置

- ◆本町が提供する各分野の公共サービスの継続や、上位関連計画等に位置づけられる本町のまちづくりの計画に対応するよう、施設の再配置を目指します。
- ◆各地区においては、地区の生活の拠点づくりに貢献し、世代間交流等、地区ごとに必要となる公共サービスを提供できるよう、バランスに配慮した公共施設の再配置を目指します。

方針 3 住民との協働による再配置

- ◆計画段階から住民参加による公共施設の再配置を行うとともに、住民の理解・協力のもと、将来にわたって持続可能なサービスの提供を目指し、具体的な取り組みを進めていきます。
- ◆住民へのわかりやすい情報提供に努め、公共施設の利便性の向上と利用の促進を目指します。

2-3 再配置の方策

再配置の方針を踏まえ、適正配置に向けた具体的な方策を次のとおり定めます。

①《方策1》施設の集約化

【検討の視点】

同種・類似の公共サービスを提供する施設について、施設の利用状況やニーズなどを踏まえ、町全体における各分野の施策展開の効率化を図る視点から集約化を検討します。

また、人口減少、人口構造・生活様式の変化に伴う今後のニーズに配慮しつつ、既存の公共サービスを維持する視点から検討します。

【方法】

- 既存施設の余剰スペース等に、別の施設の同種・類似の公共サービスを移転します。
- 既存施設に必要な増改築等の改修を加えた上で、別の施設の同種・類似のサービスを移転します。この場合、増改築後の施設の総量（延床面積）は、集約化する以前のものよりも小規模なものとします。
- 新たな場所に施設を設置し、複数の施設の同種・類似の公共サービスを移転します。この場合、新たな施設の総量（延床面積）は、集約化する以前のものよりも小規模なものとします。

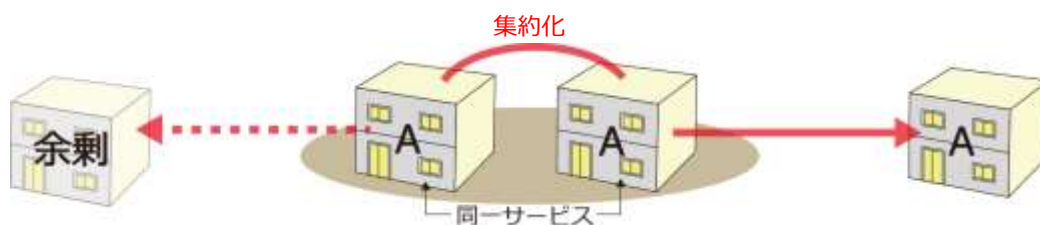


図 2-1 施設の集約化のイメージ

②《方策2》施設の複合化

【検討の視点】

余剰スペース等を有する施設について、異なる公共サービスを提供する各種公共施設の立地状況や利用状況・ニーズの見通し等を踏まえ、複合化や多目的利用の可能性について検討します。

また、施設の複合化、多目的利用を図ることにより、地区のコミュニティ形成や多様な交流を促進し、にぎわいのある地区づくりを目指します。

【方法】

○既存施設の余剰スペース等に、異なる公共サービスを移転します。

○既存施設に必要な増改築等の改修を加えた上で、異なる公共サービスを移転します。この場合、増改築後の施設の総量（延床面積）は、複合化する以前のものよりも小規模なものとします。

○新たな場所に施設を設置し、複数の施設の異なる公共サービスを移転します。この場合、新たな施設の総量（延床面積）は、複合化する以前のものよりも小規模なものとします。

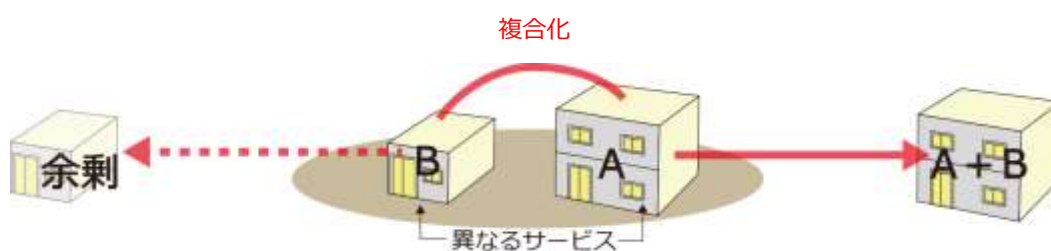


図 2-2 施設の複合化のイメージ

③ 《方策3》 施設の転用

【検討の視点】

建物性能が優れている未利用施設や設置目的と異なる利用がなされている施設、将来的に施設利用の減少が見込まれる施設について、新たなニーズ等を踏まえ、今後必要とされる公共サービスの維持、拡充を図るために転用を検討します。

【方法】

○他の用途、新規の公共サービスを提供する施設に転換して、建物を継続して活用します。



図 2-3 施設の転用のイメージ

④ 《方策4》 施設規模の縮小

【検討の視点】

今後も維持していく必要がある施設について、人口減少、人口構造・生活様式の変化に伴う今後のニーズを踏まえ、施設規模の縮小による適正化を検討します。

【方法】

○集約化・複合化等の可能性がない余剰スペースを削減し、軽量化による耐震強化を図ります。

○原則として、建替え前の既存施設を上回らない規模で施設を更新し、施設の延床面積の縮小を図ります。

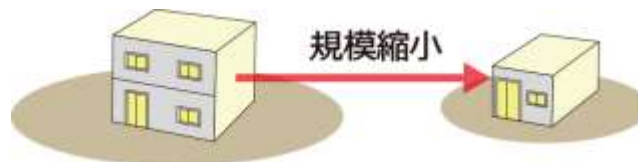


図 2-4 施設規模の縮小イメージ

⑤ 《方策5》 民間施設の活用

【検討の視点】

民間施設の有効活用について検討し、施設の整備や維持管理に係るコストの削減を図ります。

【方法】

○公共サービスの全部又は一部を民間の類似施設や余剰施設・スペースに移転することによって、公共施設の総量（延床面積）の適正化を図ります。

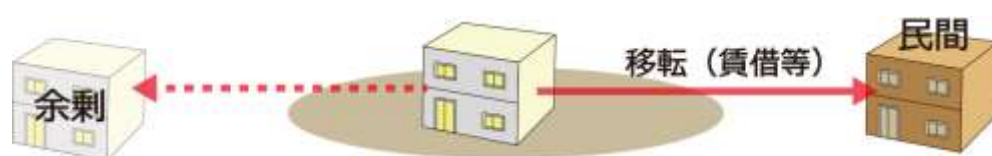


図 2-5 民間施設の活用イメージ

⑥ 《方策6》 管理運営等の主体の変更

【検討の視点】

民間事業者や地域団体等との連携が可能なサービスを有する施設について、管理運営等の主体の変更について検討します。

【方法】

○民間事業者や地域団体等に移管等を行うことにより、効率的な維持管理及び運営を図ります。



図 2-6 管理運営等の主体の変更イメージ

⑦《方策7》広域的な相互利用

【検討の視点】

国・県・近隣自治体の公共施設との連携が可能なサービスを有する施設について、施設の必要性、利便性等を踏まえ、国・県・近隣自治体の公共施設の広域的な相互利用について検討します。

【方法】

○国・県・近隣自治体と公共サービスが重複している公共施設については、広域的利用の視点から相互利用（共同利用）や共同設置などによって公共施設の総量（延床面積）の適正化を図ります。

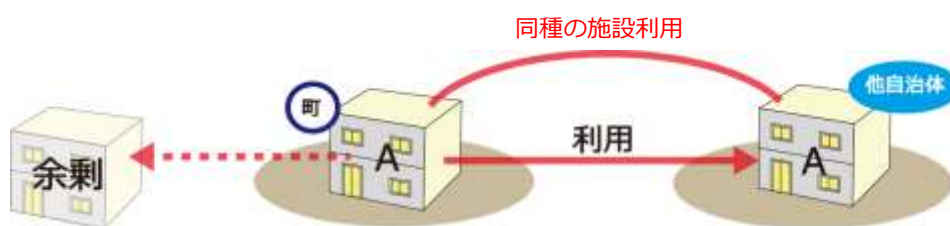


図 2-7 施設の広域的な相互利用のイメージ

⑧《方策8》施設の廃止

【検討の視点】

老朽化が著しい更新等の予定のない施設、未利用施設等について、跡地の活用等を踏まえ、施設の廃止について検討します。

【方法】

○施設を廃止した場合、速やかに資産の活用（民間等への貸付・売却・譲渡、建物取壊し後の跡地活用など）を進め、施設総量（延床面積）の縮減により、維持管理に係るコストの削減を図ります。



図 2-8 施設の廃止イメージ

2-4 施設分類別の再配置の方針

施設分類別の再配置の方向性の検討の流れは次のとおりです。

1 公共施設評価

①定量的評価

公共施設の「運用コスト」、「利用状況」、「建物性能」の指標化により、定量的に評価します。

②定性的評価

施設所管課による自己評価をおこない、公共施設の必要性、公平性・公共性、有効性、機能性・将来性の特性を定性的に評価します。

2 立地状況分析

GIS（地理情報システム）を用いて、公共施設ごとに公共交通の利便性、災害の危険性を分析します。

①公共交通利便性

公共交通（鉄道駅、バス停）からの距離を分析します。

②災害危険性

公共施設が浸水想定区域、土砂災害警戒区域に立地しているか分析します。

3 将来性分析

上位関連計画での位置づけ、将来人口動向を把握し、将来のまちづくりの方向性や人口動向の観点から、施設の将来性について分析します。

①上位関連計画での位置づけ

第2次神川町総合計画での土地利用構想における対象施設の立地状況を把握します。

②将来人口動向

公共施設のサービス区分ごとに現在の人口（平成27（2015）年国勢調査）と将来の人口（平成52（2040）年地区レベルの将来人口予測ツール）を年齢3区分別人口（年少人口：0歳～14歳、生産年齢人口：15歳～64歳、高齢者人口：65歳以上）で把握します。

4 再配置の方向性

上記1～3を総合的に評価し、再配置の方向性を検討します。

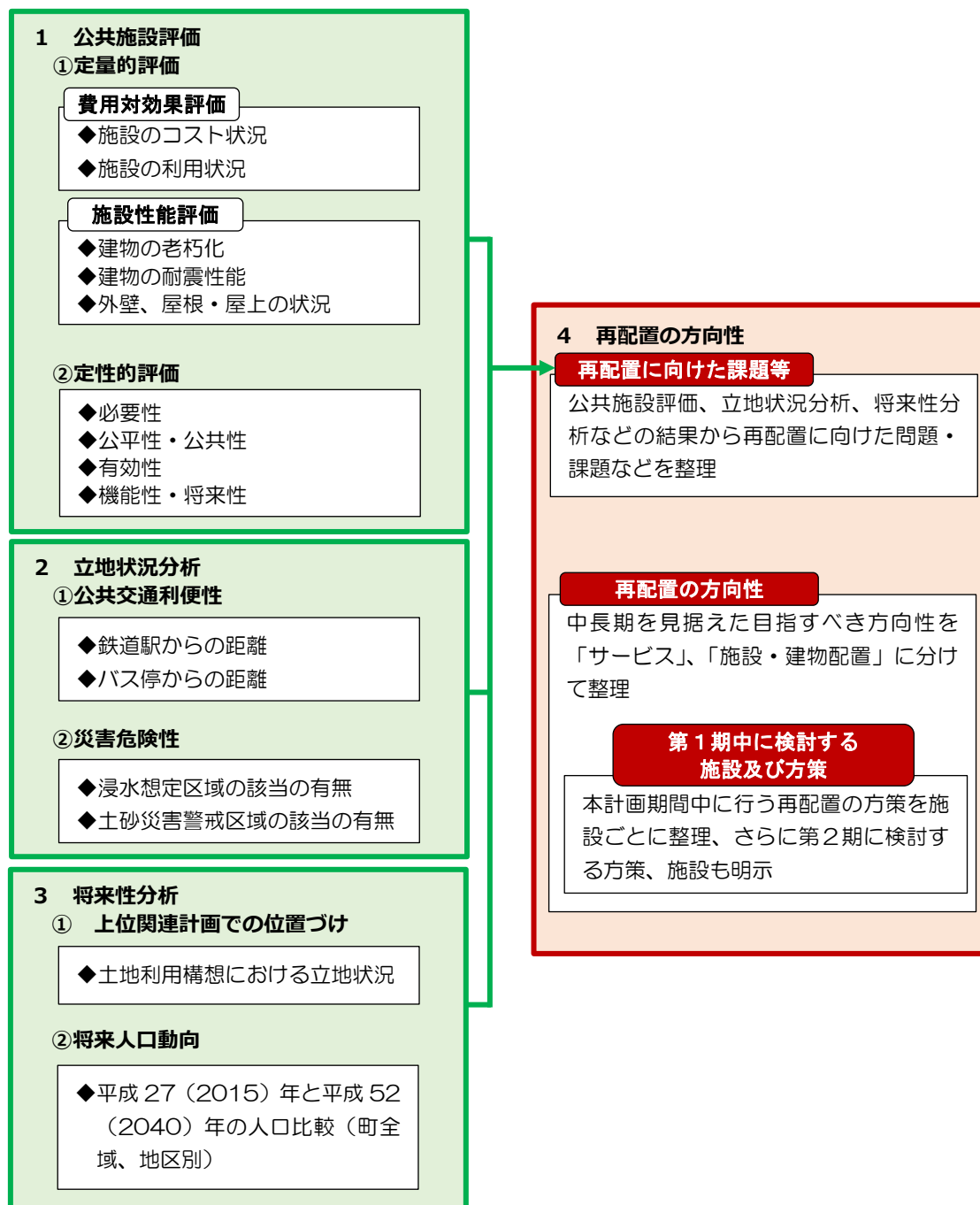


図 2-9 評価フロー

（１）行政施設

＜対象施設及び配置状況＞

- 町行政事務の拠点となる施設として利用されています。
- 神川町役場は、平成 31（2019）年 1 月に新庁舎へ移転しました。旧庁舎については解体後に駐車場として利活用する予定です。
- 神泉総合支所は、建築後 47 年経過し、建物の老朽化の進行が懸念されます。
- 全域・広域利用施設であり、旧町村単位で配置されています。

表 2-3 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
神川町役場	町所有	5	4,206.98	2018	直営	新耐震	
神泉総合支所	一部借地	6	1,371.00	1971	直営	未	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 役場に必要とされる機能について再検討し、再編のあり方を検討（施設集約）
- 施設を集約する際には利用者の生活圏を踏まえて適切な配置を検討
- 運営及び管理にあたっては、PPP/PFI や包括的民間委託等の導入による官民連携
- 施設の移転等にあたっては、不要となる施設を除却した上で土地の売却を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 町民アンケートの結果、神泉総合支所は、神泉地区にお住まいの方の利用が多く、施設満足度も高い施設です。

＜再配置に向けた課題等＞

（定量的評価）

○神泉総合支所は施設性能が劣っています。

（定性的評価）

○神泉総合支所は、法令による設置義務はありません。

（立地状況分析）

○神川町役場は鉄道駅、バス停から徒歩圏に立地しています。

○神泉総合支所は、バス停から徒歩圏に立地していますが、土砂災害警戒区域に該当しています。

（将来性分析）

○神川町役場は、積極的な拠点形成を図る拠点整備エリアに位置づけられており、まちづくり上重要な役割を担っています。

○将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。

(課題等)

- 町の施策や住民生活に係わる施設で、廃止した場合の影響がある施設です。特に拠点を形成するエリアに位置づけられている神川町役場は、サービスの重要性、公共交通の利便性を踏まえ、今後も維持し続ける必要があります。
- 平成 18（2006）年の合併により、行政事務サービス機能を有した施設が重複しています。建築後 47 年経過している神泉総合支所の更新時期に合わせて、適切な配置や規模を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<行政サービスの維持> ●今後も行政サービス及び防災の拠点として、サービスを継続します。
施設・建物配置	<建物の長期利用> ●住民に行政サービスを提供し、また、災害時には防災拠点となる重要施設であるため、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <適正な施設規模の維持> ●利用者数の減少が予想されるため、施設の建て替え時には、施設規模の適正化を図ります。

<適正配置に向けた方策>

施設	【方策 1】 集約化	【方策 2】 複合化	【方策 3】 転用	【方策 4】 施設規模の縮小	【方策 5】 民間施設の活用	【方策 6】 管理運営等の主体の変更	【方策 7】 広域的な相互利用	【方策 8】 施設の廃止	継続	備考
神川町役場	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
神泉総合支所	—	○	—	○	—	—	—	—	—	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

(2) 防災関連施設

① 消防団車庫・詰所

<対象施設及び配置状況>

- 旧第1分団車庫・詰所及び旧第4分団車庫・詰所は行政区の防災倉庫として活用されています。
- 一部の施設では、建物の老朽化の進行が懸念されます。

表 2-4 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
第1分団車庫兼詰所	町所有	1	93.00	2017	直営	新耐震	
第2分団車庫兼詰所	町所有	1	93.00	2015	直営	新耐震	
第3分団車庫兼詰所	町所有	1	93.00	2016	直営	新耐震	
第4分団車庫兼詰所	町所有	1	93.00	2013	直営	新耐震	
第5分団車庫兼詰所	町所有	1	93.00	2013	直営	新耐震	
第6分団車庫兼詰所	町所有	1	80.00	1994	直営	新耐震	
第7分団1班車庫	借地	1	23.00	1994	直営	新耐震	
第7分団2班車庫兼詰所	町所有	1	46.00	1996	直営	新耐震	
第7分団3班車庫兼詰所	町所有	1	74.00	1999	直営	新耐震	
第7分団3班車庫	借地	1	36.00	不明	直営	不要	
消防車庫(二ノ宮)	借地	1	31.04	不明	直営	不要	
旧第1分団車庫・詰所	町所有	2	55.70	1985	直営	新耐震	
旧第4分団車庫・詰所	借地	1	38.21	1983	直営	未	

<総合管理計画の基本方針>

- 必要に応じた改修等の実施
- 今後のまちづくりを踏まえて常に適切な配置を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 住民懇談会では、施設設置の具体的な目的が不明で、数も多いとのご意見がありました。

<再配置に向けた課題等>

(定量的評価)

- 第7分団3班車庫、消防車庫、旧第1分団車庫・詰所、旧第4分団車庫・詰所は施設性能が劣っています。

(定性的評価)

○活用されていない施設も一部にみられ、それらを廃止した場合の影響は大きくありません。

(立地状況分析)

○公共交通の利便性の影響が低い施設です。

○第6分団車庫兼詰所と第7分団3班車庫兼詰所は、土砂災害警戒区域に該当しています。

(課題等)

■防災上の観点から必要な施設で、活用されていない施設や設置目的外で利用している施設を除き、廃止した場合の影響は大きい施設です。

■自主防災組織等の形成や活動を図るため、現在行政区が防災倉庫として利用している施設に関しては行政区による施設の維持・管理も含めて施設のあり方を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<防災拠点機能の維持> ●今後も行政区住民の生命・財産を守る防災施設として、サービスを継続します。
施設・建物配置	<サービス圏域の再編> ●カバーする人口の減少が予想されるため、サービス圏域の再編を図ります。 <施設の転用> ●設置目的外で利用している施設については転用します。 <施設の移譲> ●行政区が防災倉庫として利用している施設は、利用している行政区へ移譲します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
第1分団車庫兼詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
第2分団車庫兼詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
第3分団車庫兼詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
第4分団車庫兼詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
第5分団車庫兼詰所	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
第6分団車庫兼詰所	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
第7分団1班車庫	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
第7分団2班車庫兼詰所	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
第7分団3班車庫兼詰所	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
第7分団3班車庫	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
消防車庫（二ノ宮）	—	—	○	—	—	—	—	—	—	
旧第1分団車庫・詰所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
旧第4分団車庫・詰所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

②消防小屋

＜対象施設及び配置状況＞

- 比較的小規模な施設であり、行政区の自衛消防の可搬積載車が配備されている施設です。
- 一部の行政区のみに配置されており、中には利用されていない施設もあります。

表 2-5 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
宇那室自衛消防小屋	借地	1	35.70	不明	直営	不要	
住居野自衛消防小屋	借地	1	10.00	不明	直営	不要	
小浜自衛消防小屋	借地	1	17.10	不明	直営	不要	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 必要に応じた改修等の実施
- 今後のまちづくりを踏まえて常に適切な配置を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 住民懇談会では、消防団詰所で代替えができるため廃止しても良いとのご意見がありました。

＜再配置に向けた課題等＞

（定量的評価）

○施設性能が劣っています。

（定性的評価）

○法令による設置義務はなく、他施設でも同一の機能をカバーできるため、廃止した場合の影響も大きくありません。

（立地状況分析）

○公共交通の利便性の影響が低い施設です。

○小浜自衛消防小屋は、0.5～3.0mの浸水が想定される区域に該当しています。

（課題等）

- 「車庫・詰所」と類似した施設であり、一部の行政区のみに設置されているため、公平性が低く、利用されていない施設もみられることから、施設の集約化・廃止を検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜サービスの集約化＞ ●将来的には、「車庫・詰所」との集約化等により、サービスを廃止します。
施設・建物配置	＜施設の廃止＞ ●老朽化が進行している施設、利用されていない施設は廃止を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
宇那室自衛消防小屋	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
住居野自衛消防小屋	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
小浜自衛消防小屋	—	—	—	—	—	—	—	○	—	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

③器具置場

<対象施設及び配置状況>

- 町内に1施設のみ設置されています。
- 比較的小規模な施設であり、ほとんど利用されていないのが実情です。

表 2-6 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
新宿消防器具置場	町所有	1	13.80	不明	直営	不要	

<総合管理計画の基本方針>

- 必要に応じた改修等の実施
- 今後のまちづくりを踏まえて常に適切な配置を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 住民懇談会では、利用されていないのであれば廃止しても良いとのご意見がありました。

<再配置に向けた課題等>

(定量的評価)

- 施設性能が劣っています。

(定性的評価)

- 法令による設置義務はなく、他施設でも同一の機能をカバーできるため、廃止した場合の影響も大きくありません。

(立地状況分析)

- 公共交通の利便性の影響が低い施設です。

(課題等)

- 「車庫・詰所」と類似した施設であり、ほとんど利用されていない施設であるため施設の廃止を検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜サービスの集約化＞ ●将来的には、「車庫・詰所」との集約化等により、サービスを廃止します。
施設・建物配置	＜施設の廃止＞ ●利用されていない施設のため、廃止を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
新宿消防器具置場	—	—	—	—	—	—	—	○	—	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

④水防小屋

＜対象施設及び配置状況＞

- 水害対応用資器材を収納している施設です。
- 目的外の備品も格納されています。また、必要備品が揃わず違う建物に点在している状況です。

表 2-7 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
水防小屋（二ノ宮）	町所有	1	28.58	1982	直営	不要	
水防小屋（新里）	町所有	1	23.01	不明	直営	不要	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 必要に応じた改修等の実施
- 今後のまちづくりを踏まえて常に適切な配置を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 特にご意見等はありませんでした。

＜再配置に向けた課題等＞

（定量的評価）

- 維持費はかかっていません。
- 施設性能が劣っています。

（定性的評価）

- 法令による設置義務がありますが、他の施設でも同一のサービスを行うことができる施設です。

（立地状況分析）

- 公共交通の利便性の影響が低い施設です。

（将来性分析）

- 水害対応のため、将来も必要な施設です。

（課題等）

- 他の施設でも同一のサービスを行うことができる施設のため、立地条件を踏まえ、集約化・複合化を検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜サービスの維持＞ ●今後もサービスを継続します。
施設・建物配置	＜施設の集約化＞ ●水害対応に影響が生じない立地状況を前提とし、水防小屋の集約化を図ります。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
水防小屋（二ノ宮）	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
水防小屋（新里）	○	—	—	—	—	—	—	—	—	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

⑤無線中継局

＜対象施設及び配置状況＞

- 防災無線用の施設であり、町内に1施設のみ設置されています。

表 2-8 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
防災行政無線中継局	町所有	1	6.00	1999	直営	新耐震	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 必要に応じた改修等の実施
- 今後のまちづくりを踏まえて常に適切な配置を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 住民懇談会では、場所によって、放送が聞き取りにくかったり、音が大きすぎたりするとのことがありました。

＜再配置に向けた課題等＞

（定性的評価）

- 法令による設置義務があり、広く町民に利用されています。
- 他の施設で同一のサービスを行うことが難しい施設です。

（立地状況分析）

- 公共交通の利便性の影響が低い施設です。

（将来性分析）

- 防災時の対応ため、将来も必要な施設です。

（課題等）

- 替えの利かない施設のため、施設の長期利用を図る必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜防災無線サービスの維持＞ ●今後も防災無線の中継局として、サービスを継続します。
施設・建物配置	＜建物の長期利用＞ ●有事の際の重要施設であるため、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
防災行政無線中継局	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

(3) 教育施設

① 小学校

<対象施設及び配置状況>

- 耐震化工事が実施されており、児童の安全性が確保されています。
- 1976年～1980年に建築されており、今後、一斉に建て替え時期を迎えることになります。

表 2-9 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
丹荘小学校	町所有	9	5,102.00	1977	直営	済	
青柳小学校	町所有	8	3,871.95	1976	直営	済	
渡瀬小学校	町所有	11	2,823.69	1978	直営	済	
神泉小学校	一部借地	8	3,011.28	1980	直営	新耐震	

<総合管理計画の基本方針>

- 適正な量、配置、機能等による効果を検証した上で、施設の効率化
- 複合化による地域のコミュニティ拠点としての活用
- 長寿命化が期待できる施設については目標使用年数を設定し、改修周期・長寿命化改修を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 町民アンケートの結果、存続優先度が高くなっていますが、優先度が低いと回答した方の理由は「他の施設に統合できそう」との回答が多くなっています。
- 住民懇談会では、社会情勢の変化に合わせて、集約化するべきとのご意見がありました。
- 住民懇談会では、長く使うためには修繕が必要とのご意見がありました。

<再配置に向けた課題等>

(定量的評価)

○一定の施設性能を有していますが、小学校の多くが築後40年を経過しており、老朽化の進行が懸念されます。

(定性的評価)

○町内には、4つの小学校が存在しています。

○法令による設置義務があり、町の施策の推進に大きく係わり、施設を廃止した場合は町民に大きな影響を与える施設です。

(立地状況分析)

○丹荘小学校は鉄道駅、バス停から徒歩圏に、青柳小学校、渡瀬小学校はバス停から徒歩圏に立地しています。

○神泉小学校は、バス停から徒歩圏に立地していますが、土砂災害警戒区域に該当しています。

(将来性分析)

○将来的には人口減少・少子化に伴う児童数の減少が予想されます。

○神泉小学校においては、近年の児童数は減少傾向にあり、全児童数は20人を下回る状況です。

(課題等)

■児童数の減少が予想される中で、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るため、適正な学校規模に基づき小学校を再編する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<計画的な再編> ●今後の少子化動向や地域交流・活動の拠点施設としてのあり方を踏まえつつ、計画的に小学校の規模及び配置の適正化を図ります。
施設・建物配置	<建物の長期利用> ●今後も維持していく施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <利活用等の検討> ●統廃合により施設機能が廃止となる建物については、民間活用や他の機能に転用するなど利活用を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
丹荘小学校	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
青柳小学校	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
渡瀬小学校	○	○	—	—	—	—	—	—	—	
神泉小学校	○	○	—	—	—	—	—	—	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

第1期中（概ね10年以内）に小学校の再編に向けた検討を開始します。

②中学校

＜対象施設及び配置状況＞

- 町内唯一の中学校であり、比較的新しい施設です。

表 2-10 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
神川中学校	町所有	11	9,383.82	2014	直営	新耐震	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 適正な量、配置、機能等による効果を検証した上で、施設の効率化
- 複合化による地域のコミュニティ拠点としての活用
- 長寿命化が期待できる施設については目標使用年数を設定し、改修周期・長寿命化改修を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 住民懇談会では、長く使うために修繕が必要とのご意見がありました。

＜再配置に向けた課題等＞

（定量的評価）

- 施設性能が優れています。

（定性的評価）

- 法令による設置義務があり、町の施策の推進に大きく係わり、施設を廃止した場合は町民に大きな影響を与える施設です。

（立地状況分析）

- バス停から徒歩圏に立地しています。

（将来性分析）

- 将来的には人口減少・少子化に伴う生徒数の減少が予想されます。

（課題等）

- 生徒数の減少が予想されますが、比較的新しい施設で町唯一の中学校であるため、施設の長期利用を図る必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜サービスの維持＞ ●今後もサービスを継続します。
施設・建物配置	＜建物の長期利用＞ ●計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
神川中学校	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

③学校給食センター

<対象施設及び配置状況>

- 町内唯一の給食センターであり、業者に委託して運営しています。
- 近隣自治体でも給食センターを有しています。

表 2-11 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
給食センター	町所有	4	829.00	1989	一部委託	新耐震	

<総合管理計画の基本方針>

- 適正な量、配置、機能等による効果を検証した上で、施設の効率化
- 複合化による地域のコミュニティ拠点としての活用
- 長寿命化が期待できる施設については目標使用年数を設定し、改修周期・長寿命化改修を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 住民懇談会では、運営手法の変更を検討するべきとのご意見がありました。

<再配置に向けた課題等>

(定性的評価)

○民間活用など新たな取り組みの実施が検討されています。

(立地状況分析)

○バス停から徒歩圏に立地しています。

(将来性分析)

○将来的には人口減少・少子化に伴う利用者数の減少が予想されます。

(課題等)

■現在、業者に委託し運営していますが、今後は利用者数の減少が予想されるため、近隣自治体との広域連携も含めて施設のあり方を検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜広域連携によるサービスの継続＞ ●将来的には近隣自治体との広域連携も視野に入れ、給食サービスを継続します。
施設・建物配置	＜適正な施設規模の維持＞ ●利用者数の減少が予想されるため、施設の建て替え時には、施設規模の適正化を図ります。 ＜利活用等の検討＞ ●広域連携により施設機能が廃止となる場合は、民間活用や他の機能に転用するなど利活用を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
給食センター	—	—	—	△	—	—	△	—	—	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

④幼稚園

<対象施設及び配置状況>

- 町内唯一の幼稚園ですが、建築後約 40 年経過し、建物の老朽化の進行が懸念されます。
- 共働き家庭の増加などのライフスタイルの変化に伴い、保育および教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する施設のニーズが高まっています。

表 2-12 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
神川幼稚園	町所有	4	1,130.00	1980	直営	未	

<総合管理計画の基本方針>

- 適正な量、配置、機能等による効果を検証した上で、施設の効率化
- 複合化による地域のコミュニティ拠点としての活用
- 長寿命化が期待できる施設については目標使用年数を設定し、改修周期・長寿命化改修を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 町民アンケートの結果、30 歳代の利用に特化した施設で、施設数の満足度は低くなっています。存続優先度は高くなっています。

<再配置に向けた課題等>

(定量的評価)

○施設性能が劣っています。

(定性的評価)

○法令による設置義務はありませんが町の施策の推進に大きく係わり、施設を廃止した場合は町民に大きな影響を与える施設です。

(立地状況分析)

○バス停から徒歩圏に立地しています。

(将来性分析)

○将来的には人口減少・少子化に伴う園児数の減少が予想されます。

(課題等)

■ライフスタイルの変化に伴うニーズへの対応や今後の園児数の減少の予測を踏まえ、施設のあり方を検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜保育および教育の一体的よるサービスの継続＞ ●教育・保育の一体的なサービスへの転換も視野に入れて、充実した支援・サービスの提供を図ります。
施設・建物配置	＜施設の複合化＞ ●公共交通の利便性、老朽化等を踏まえ、こども園化や他施設との複合化を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
神川幼稚園	—	○	—	—	—	—	—	—	—	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

(4) 医療福祉施設

① 保育所

<対象施設及び配置状況>

- 両保育所は、建築後 40 年経過し、建物の老朽化の進行が懸念されます。
- 町内には民間の保育園があります。

表 2-13 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
丹荘保育所	町所有	4	552.92	1976	直営	未	
青柳保育所	町所有	5	605.12	1974	直営	未	

<総合管理計画の基本方針>

- 適正な量、配置、必要機能、統廃合等による効果を検証（統廃合及び集約）
- 統廃合等にあたっては、生活圏を踏まえて配置を検討
- 保育所については、幼稚園との統合により、必要な教育・保育機能を維持
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 町民アンケートの結果、30 歳代の利用に特化した施設で、施設数の満足度は低くなっています。存続優先度は高くなっています。
- 町民アンケートの自由意見では、施設が不足しているとのこと意見が多く、他の施設との併設による充実を図るべきとのこと意見もありました。
- 住民懇談会では、施設の老朽化、社会情勢の変化に伴う集約化のご意見がありました。

<再配置に向けた課題等>

(定量的評価)

- 施設性能が劣っています。

(定性的評価)

- 法令による設置義務はありませんが施設を廃止した場合は町民に大きな影響を与える施設です。

- 他の民間施設などで同一のサービスを提供することが可能です。

(将来性分析)

- 将来的には人口減少・少子化に伴う園児数の減少が予想されます。

(課題等)

- 民間の同一サービス提供施設の活用も考えられますが、施設の必要性等を考慮すると、公共でのサービスを継続する必要があります。
- 今後の園児数の減少予測、建物の老朽化を踏まえ、適正な規模を検討し、こども園化も含めた保育所の再編を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<保育サービスの継続> ●今後も保育サービスを継続しますが、将来的な少子化や施設の老朽化等に対応するため、集約化や複合化などにより、魅力的な場づくりや充実した支援・サービスを検討していきます。
施設・建物配置	<施設の複合化> ●将来的には、公共交通の利便性、老朽化等を踏まえ、こども園化や他施設との複合化を検討します。

<適正配置に向けた方策>

施設	【方策1】 集約化	【方策2】 複合化	【方策3】 転用	【方策4】 施設規模の縮小	【方策5】 民間施設の活用	【方策6】 管理運営等の主体の変更	【方策7】 広域的な相互利用	【方策8】 施設の廃止	継続	備考
丹荘保育所	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
青柳保育所	—	○	—	—	—	—	—	—	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

②保健衛生施設

<対象施設及び配置状況>

- 町内唯一の保健衛生施設ですが、建築後 35 年経過し、建物の老朽化の進行が懸念されます。

表 2-14 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
神川町保健センター	町所有	1	674.25	1983	直営	新耐震	

<総合管理計画の基本方針>

- 適正な量、配置、必要機能、統廃合等による効果を検証（統廃合及び集約）
- 統廃合等にあたっては、生活圏を踏まえて配置を検討
- 福祉施設については、官民連携等を図ることでより効率的・効果的な管理運営やサービスの拡充
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 町民アンケートの結果、利用割合が高く、サービス内容の満足度も高くなっています。

<再配置に向けた課題等>

（定量的評価）

○施設性能が優れています。

（定性的評価）

○法令による設置義務はありませんが町の施策の推進に大きく係わり、施設を廃止した場合は町民に大きな影響を与える施設です。

（立地状況分析）

○鉄道駅、バス停から徒歩圏に立地しており、公共交通の利便性が優れています。

（将来性分析）

○積極的な拠点形成を図る拠点整備エリアに位置づけられており、まちづくり上重要な役割を担っています。

○将来的には人口減少に伴う利用者数の減少、高齢化に伴う高齢者の利用比率の増加が予想されます。

(課題等)

■高齢化に伴うニーズへの対応や今後の利用者数の減少の予測を踏まえ、全世代対応型の福祉拠点を形成する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<保健・福祉サービスの継続> ●今後も保健サービスを継続しますが、将来的には、福祉施設との複合化などにより、全世代に対応する保健・福祉の拠点化を目指します。
施設・建物配置	<施設の複合化> ●将来的には、公共交通の利便性を踏まえ、福祉施設との複合化を図ります。

<適正配置に向けた方策>

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
神川町保健センター	—	△	—	—	—	—	—	—	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

③福祉施設

<対象施設及び配置状況>

- 町内唯一の福祉施設ですが、駐車場の不足が問題になっています。

表 2-15 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
神川町総合福祉センター	町所有	2	1,391.00	1999	直営	新耐震	

<総合管理計画の基本方針>

- 適正な量、配置、必要機能、統廃合等による効果を検証（統廃合及び集約）
- 統廃合等に当たっては、生活圏を踏まえて配置を検討
- 福祉施設については、官民連携等を図ることでより効率的・効果的な管理運営やサービスの拡充
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 町民アンケートの結果、利用割合が高く、サービス内容の満足度も高くなっています。

<再配置に向けた課題等>

（定性的評価）

○法令による設置義務はありませんが町の施策の推進に大きく係わり、施設を廃止した場合は町民に大きな影響を与える施設です。

（立地状況分析）

○鉄道駅、バス停から徒歩圏に立地しており、公共交通の利便性が優れています。

（将来性分析）

○将来的には人口減少に伴う利用者数の減少、高齢化に伴う高齢者の利用比率の増加が予想されます。

（課題等）

■高齢化に伴うニーズへの対応や今後の利用者数の減少の予測を踏まえ、全世代対応型の福祉拠点を形成する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜保健・福祉サービスの継続＞ ●今後も福祉サービスを継続しますが、将来的には、保健施設との複合化などにより、全世代に対応する保健・福祉の拠点化を目指します。
施設・建物配置	＜施設の複合化＞ ●将来的には、公共交通の利便性を踏まえ、保健施設との複合化を図ります。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
神川町総合福祉センター	—	△	—	—	—	—	—	—	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

④国保診療所

<対象施設及び配置状況>

- 建築後 40 年経過し、建物の老朽化の進行が懸念されます。
- 町内には、類似・競合する民間の病院があります。

表 2-16 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
神川町国民健康保険診療所	町所有	2	861.79	1975	直営	未	

<総合管理計画の基本方針>

- 適正な量、配置、必要機能、統廃合等による効果を検証（統廃合及び集約）
- 統廃合等にあたっては、生活圏を踏まえて配置を検討
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 町民アンケートの結果、「利用したことがない」との回答が約半数を占めていました。その理由としては、「他自治体の類似施設や民間の類似施設の利用」の回答が多くなっています。
- 住民懇談会でも、利用機会がないとのご意見がありました。また、民営化や統廃合した方が良いとのご意見もありました。

<再配置に向けた課題等>

（定量的評価）

○現状は赤字の運営で、施設性能も劣っています。

（定性的評価）

○法令による設置義務はなく、町内に類似・競合する施設が存在しています。

（立地状況分析）

○鉄道駅、バス停から徒歩圏に立地しており、公共交通の利便性が優れています。

（将来性分析）

○将来的には人口減少に伴う利用者数の減少、高齢化に伴う高齢者の利用比率の増加が予想されます。

○近年の利用者数は減少傾向にあり、年間の利用者数は 6,000 人を下回る状況です。

(課題等)

■今後も利用者数の増加が見込めない状況であり、町内に類似・競合する施設も存在するため、民間の病院を活用したサービス提供を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<民間施設の活用によるサービスの維持> ●民間の病院を活用したサービス提供により、町内の医療体制の形成や活動を維持します。
施設・建物配置	<施設の廃止> ●建物の老朽化が進行している施設は、廃止を検討します。 <跡地の利活用の検討> ●廃止後の跡地については、民間活用や他の機能に転用するなど利活用を検討します。

<適正配置に向けた方策>

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
神川町国民健康保険診療所	—	—	—	—	—	—	—	○	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

（５）公営住宅

＜対象施設及び配置状況＞

- 「町営渡瀬住宅」は、全室入居者がいますが、建築後 36 年経過し、建物の老朽化の進行が懸念されます。
- 「町営中居住宅」は、いくつかの空き室がある状態です。

表 2-17 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
町営渡瀬住宅	町所有	4	1,401.03	1982	直営	新耐震	
町営中居住宅	町所有	3	2,175.00	1998	直営	新耐震	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 民間借家の借上げや PPP/PFI 等の導入による官民連携
- ユニバーサルデザインへの配慮や医療機関との連携、保育施設や教育施設の利便性等、高齢者や子育て世帯の快適な生活を支援
- 廃止する施設については、除却した上で借地の返還や土地の売却を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 住民懇談会では、民間施設の借り上げ方式へ変更しても良いのではとのご意見がありました。

＜再配置に向けた課題等＞

（定量的評価）

- 「町営中居住宅」は施設性能が優れています。

（定性的評価）

- 法令による設置義務はなく、町内に類似・競合する施設が存在していることもあり、廃止した場合の影響が小さい施設です。

（立地状況分析）

- 両公営住宅はバス停から徒歩圏に立地しています。
- 「町営中居住宅」は土砂災害警戒区域に該当しています。

（将来性分析）

- 将来的には人口減少に伴う利用者数の減少、高齢化に伴う高齢者の利用比率の増加が予想されます。
- 「町営渡瀬住宅」は「定住促進エリア」に立地しており、まちづくりの方向性と合致しています。

(課題等)

- 今後の人口減少に応じたサービス量の維持、規模の適正化を検討するとともに、町内の類似・競合する施設の活用を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<公営住宅サービスの継続> ● 今後の人口減少に応じたサービス量の維持、規模の適正化を検討します。 <民間活力の活用> ● 民間施設との連携によるサービスの継続を検討します。
施設・建物配置	<建物の長期利用> ● 今後も維持していく施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <施設の廃止> ● 建物の老朽化が進行している施設は、廃止を検討します。 <跡地の利活用の検討> ● 廃止後の跡地については、民間活用や他の機能に転用するなど利活用を検討します。

<適正配置に向けた方策>

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
町営渡瀬住宅	—	—	—	—	○	—	—	—	—	
町営中居住宅	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

〔6〕体育施設

＜対象施設及び配置状況＞

- 阿久原グラウンドは、グラウンドゴルフで週2回の定期利用、それ以外は外部団体が年3～4日の利用となっています。
- B&G 海洋センターのプールは10年以上使用していない状態です。

表 2-18 対象施設一覧

施設名	土地所有状況	建物棟数	延床面積(m ²)	代表建築年度	運営形態	耐震化状況	備考
阿久原グラウンド	借地	1	37.00	1992	直営	新耐震	
神川町B&G海洋センター	一部借地	7	2,479.95	1982	直営	新耐震	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 適正な受益者負担の下に機能は維持
- 他施設との統廃合等、民間代替施設との機能連携や PPP/PFI の導入等による官民連携、また近隣自治体との相互利用の拡充
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討
- 施設の統廃合、民間代替施設の活用等による借地の解消

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 町民アンケートの結果、若い世代では「もっと多い方が良い」の回答が約3割と多くなっています。
- 住民懇談会では、現在休止中の B&G 海洋センターのプールについては廃止し、跡地の有効活用を図るべきとのご意見がありました。

＜再配置に向けた課題等＞

（定性的評価）

- 「阿久原グラウンド」は法令による設置義務はなく、町内に類似・競合する施設が存在していることもあり、廃止した場合の影響が小さい施設です。
- 「神川町B&G海洋センター」は法令による設置義務はありませんが、町の施策の推進に大きく係わり、施設を廃止した場合は町民に大きな影響を与える施設です。

（立地状況分析）

- 「阿久原グラウンド」はバス停から徒歩圏に立地しています。

○「神川町B & G海洋センター」は0.5～3.0mの浸水が想定される区域に該当しています。

(将来性分析)

○将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。

(課題等)

■今後の人口減少に応じたサービス量の維持、規模の適正化を検討するとともに、町内の類似・競合する施設の活用を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<体育館サービスの継続> ●今後も体育館サービスを継続し、町民の健康増進を図ります。 <サービスの廃止> ●今後の利用状況に応じて、サービスの廃止を検討します。
施設・建物配置	<建物の長期利用> ●今後も維持していく施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <施設の廃止> ●老朽化や利用状況を踏まえ、廃止を検討します。

<適正配置に向けた方策>

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
阿久原グラウンド	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
神川町B & G海洋センター	—	—	—	—	—	—	—	○	☆	体育館：継続 プール：廃止

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

(7) 産業振興観光施設

① 農業施設

<対象施設及び配置状況>

- 両施設ともに民間企業へ貸出しています。

表 2-19 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
農産物加工センター	借地	4	765.00	1987	委託	新耐震	民間へ貸出
農林産物集出荷貯蔵施設	借地	1	436.66	1999	委託	新耐震	民間へ無償 貸出

<総合管理計画の基本方針>

- 施設の役割や必要性を再検証し、更に費用対効果を踏まえて施設の再編を検討
- 民間代替施設の活用や近隣自治体との相互利用の可能性の検討
- 継続する施設については、現在導入されている民間事業の活用効果を検証の上、新たな手法の検討及び拡充
- 廃止する施設については、除却した上で借地の返還や土地の売却を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 住民懇談会では、民営化した方が良いとのご意見がありました。

<再配置に向けた課題等>

(定性的評価)

○法令による設置義務はなく、貸出していることもあり、廃止した場合の影響が小さい施設です。

(立地状況分析)

○両施設はバス停から徒歩圏に立地していますが、土砂災害警戒区域に該当しています。

(将来性分析)

○貸出している施設のため、将来的には公共が担う必要性は低いです。

(課題等)

- 貸し出しを行っているため、貸出先への移譲を検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜民間との連携によるサービスの維持＞ ●民間と連携することにより、農産品加工利用の高度化、地域の特産品造り、就業機会の確保等を図ります。
施設・建物配置	＜施設の移譲＞ ●将来的には、施設の民間への移譲を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
農産物加工センター	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
農林産物集出荷貯蔵施設	—	—	—	—	—	○	—	—	—	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

②観光施設

＜対象施設及び配置状況＞

- 「地域振興施設神泉」、「矢納フィッシングパーク」、「地域振興施設ありの実」は、委託で運営されています。
- 「町営神流湖テニスコート」は、現在閉鎖されています。
- 「地域振興施設神泉」、「矢納フィッシングパーク」は、主に町外者の利用となっています。
- 「婦人・若者等活動促進施設」は、主に冬桜シーズンの交通整理員、バス運転手の休憩所として利用されています。

表 2-20 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
地域振興施設神泉	町所有	1	153.05	2000	委託	新耐震	民間へ貸出
矢納フィッシングパーク	一部借地	5	394.00	1989	委託	新耐震	民間へ貸出
婦人・若者等活動促進施設	借地	1	66.00	2001	直営	新耐震	
町営神流湖テニスコート	町所有	1	50.00	不明	直営	不要	閉鎖中
地域振興施設ありの実	町所有	1	130.00	1997	委託	新耐震	民間へ貸出

＜総合管理計画の基本方針＞

- 施設の役割や必要性を再検証し、更に費用対効果を踏まえて施設の再編を検討
- 民間代替施設の活用や近隣自治体との相互利用の可能性の検討
- 継続する施設については、現在導入されている民間事業の活用効果を検証の上、新たな手法の検討及び拡充
- 廃止する施設については、除却した上で借地の返還や土地の売却を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 住民懇談会では、神流湖テニスコートは閉鎖中で使われていないとのご意見がありました。

＜再配置に向けた課題等＞

（定量的評価）

- 「地域振興施設ありの実」は、道の駅の施設であり、黒字の運営です。
- 「町営神流湖テニスコート」は、施設性能が劣っていますが、それ以外の観光施設は一定の施設性能を有しています。

（定性的評価）

- 法令による設置義務はなく、廃止した場合の影響が小さい施設です。

(立地状況分析)

○「矢納フィッシングパーク」は土砂災害警戒区域に該当しています。

(将来性分析)

○「地域振興施設ありの実」以外の観光施設では、将来の利用者数の減少が見込まれています。

(課題等)

- 費用対効果が優れている施設については、施設の長期利用を図る必要があります。
- 閉鎖中、設置目的外の利用がなされている施設については、必要性等を踏まえ、公共でのサービス提供の廃止を検討する必要があります。
- 民間へ貸し出しを行っている施設については、貸出先への移譲を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<有益サービスの維持> ●今後も町の財源を確保する施設として、サービスを継続するとともに、さらなる魅力の充実・サービス向上を検討していきます。 <民間との連携によるサービスの維持> ●民間と連携することにより、観光サービスの維持・向上を図ります。 <未利用サービスの廃止> ●未利用となっているサービスは廃止します。
施設・建物配置	<建物の長期利用> ●今後も維持していく施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <施設の移譲> ●将来的には、施設の民間への移譲を検討します。 <施設の廃止> ●利用されていない施設、設置目的以外で使用されている施設は、廃止を検討します。 <跡地の利活用の検討> ●廃止後の跡地については、民間活用や他の機能に転用するなど利活用を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
地域振興施設神泉	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
矢納フィッシングパーク	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
婦人・若者等活動促進施設	—	—	—	—	—	—	—	△	—	
町営神流湖テニスコート	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
地域振興施設ありの実	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

③宿泊施設

<対象施設及び配置状況>

- 指定管理者により管理・運営されており、町外者の利用が主となっています。

表 2-21 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
冬桜の宿神泉	町所有	1	2,086.60	2003	指定管理	新耐震	

<総合管理計画の基本方針>

- 施設の役割や必要性を再検証し、更に費用対効果を踏まえて施設の再編を検討
- 民間代替施設の活用や近隣自治体との相互利用の可能性の検討
- 継続する施設については、現在導入されている民間事業の活用効果を検証の上、新たな手法の検討及び拡充
- 廃止する施設については、除却した上で借地の返還や土地の売却を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 住民懇談会では、民営化が望ましいとのご意見がありました。

<再配置に向けた課題等>

(定量的評価)

- 施設の運営は赤字傾向にありますが、施設性能は優れています。

(定性的評価)

- 法令による設置義務はなく、廃止した場合の影響が小さい施設です。

(立地状況分析)

- バス停から徒歩圏に立地しています。

(将来性分析)

- 町外者の利用者が主となっていますが、減少が見込まれています。

(課題等)

- 宿泊サービスを公共が担う必要性は低いため、指定管理期間終了後にサービスの提供方法を検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜民間との連携によるサービスの維持＞ ●民間と連携することにより、宿泊サービスの維持、向上を図ります。
施設・建物配置	＜施設の移譲＞ ●将来的には、施設の民間への移譲を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
冬桜の宿神泉	—	—	—	—	—	○	—	—	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

④その他公園

<対象施設及び配置状況>

- 公園は町が管理していますが、キャンプ場・管理棟は指定管理により管理・運営されており、町外者の利用が主となっています。

表 2-22 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
城峯公園	町所有	23	1334.63	1982	指定管理	新耐震	

<総合管理計画の基本方針>

- 施設の役割や必要性を再検証し、更に費用対効果を踏まえて施設の再編を検討
- 民間代替施設の活用や近隣自治体との相互利用の可能性の検討
- 継続する施設については、現在導入されている民間事業の活用効果を検証の上、新たな手法の検討及び拡充
- 廃止する施設については、除却した上で借地の返還や土地の売却を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 特にご意見等はありませんでした。

<再配置に向けた課題等>

(定性的評価)

○法令による設置義務はなく、廃止した場合の影響が小さい施設です。

(立地状況分析)

○バス停から徒歩圏に立地しています。

(将来性分析)

○町外者の利用者が主となっていますが、減少が見込まれています。

(課題等)

- キャンプ場等サービスを公共が担う必要性は低いため、指定管理期間終了後にサービスの提供方法を検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜民間との連携によるサービスの維持＞ ●民間と連携することにより、キャンプ場等サービスの維持、向上を図ります。
施設・建物配置	＜施設の移譲＞ ●将来的には、施設の民間への移譲を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
城峯公園	—	—	—	—	—	○	—	—	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

(8) コミュニティ施設

①公民館

<対象施設及び配置状況>

- 生涯学習の拠点として2施設設置されており、避難所に指定されています。
- 「ふれあいセンター」は青柳・渡瀬地区の拠点となっています。

表 2-23 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
神川町中央公民館	町所有	3	2,258.92	1989	直営	新耐震	
ふれあいセンター	一部借地	1	358.22	1974	直営	済	

<総合管理計画の基本方針>

- 適正な受益者負担の下に必要な機能を維持することを前提
- 施設の統廃合及び集約、周辺自治体との相互利用の拡充
- 統廃合等による利便性の向上
- PPP/PFI等を活用した官民連携
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 町民アンケートの結果、利用割合が高く、サービス内容の満足度も高くなっています。

<再配置に向けた課題等>

(定量的評価)

- 「神川町中央公民館」は、施設性能が優れています。

(定性的評価)

- 法令による設置義務はありませんが、町の施策の推進に大きく係わっています。

(立地状況分析)

- 「神川町中央公民館」は、鉄道駅、バス停から徒歩圏に立地しており、公共交通の利便性が優れています。
- 「ふれあいセンター」は、バス停から徒歩圏に立地しています。

(将来性分析)

- 「神川町中央公民館」は、積極的な拠点形成を図る拠点整備エリアに位置づけられており、まちづくり上重要な役割を担っています。
- 将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。

(課題等)

- 利用者数の減少が予想されることを踏まえ、適切な規模を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<サービスの維持> ●今後も生涯学習の拠点としてサービスを継続します。
施設・建物配置	<建物の長期利用> ●計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <適正な施設規模の維持> ●利用者数の減少が予想されるため、施設の建て替え時には、施設規模の適正化を図ります。

<適正配置に向けた方策>

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
神川町中央公民館	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
ふれあいセンター	—	○	—	○	—	—	—	—	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

②コミュニティ施設(全域)

＜対象施設及び配置状況＞

- 旧神泉中学校を転用し、平成30（2018）年度に多目的交流施設として設置されました。
- 全域・広域利用施設であり、町全域をカバーしています。

表 2-24 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
多目的交流施設	町所有	9	2,116.00	1966	直営	済	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 適正な受益者負担の下に必要な機能を維持することを前提
- 施設の統廃合及び集約、周辺自治体との相互利用の拡充
- 統廃合等による利便性の向上
- PPP/PFI等を活用した官民連携
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 住民懇談会では、よく利用されている施設としてあげられています。
- 施設の有効活用を図るべきとのご意見もありました。

＜再配置に向けた課題等＞

（定性的評価）

○法令による設置義務はありませんが、町の施策の推進に大きく関わっています。

（立地状況分析）

○バス停から徒歩圏に立地していますが、土砂災害警戒区域に該当しています。

（将来性分析）

○町民と来町者の交流を推進させる施設のため、将来的には利用者の増加が見込まれています。

（課題等）

■新たなニーズにより設置された施設のため、長期利用を図る必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜サービスの維持＞ ●今後も町内外の交流の場としてのサービスを継続します。
施設・建物配置	＜建物の長期利用＞ ●計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
多目的交流施設	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

③コミュニティ施設

<対象施設及び配置状況>

- 現在は行政区に管理運営を委託しています。
- 地域の振興とコミュニティ活動の促進を図るための施設として設置されています。

表 2-25 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
池田集会所	借地	3	317.44	1982	委託	新耐震	
新里多目的集会所	町所有	1	166.04	1977	委託	未	
新里前組集会所	町所有	1	360.02	1973	委託	未	
中新里集会所	町所有	1	162.48	1983	委託	新耐震	
小浜集会所	借地	1	162.59	1979	委託	未	
貫井集会所	町所有	1	131.94	1979	委託	未	
植竹集会所	借地	1	207.02	1981	委託	新耐震	
関口集会所	町所有	1	171.41	1980	委託	未	
四軒集会所	一部借地	1	143.26	1981	委託	新耐震	
八日市集会所	一部借地	1	176.82	1971	委託	未	
八日市東部集会所	借地	1	252.17	1971	委託	未	
三原集会所	町所有	1	178.77	1977	委託	未	
渡瀬コミュニティ集会所	町所有	2	358.00	1984	委託	新耐震	
渡瀬 21 区集会所	町所有	1	156.30	1982	委託	新耐震	
桜城集会所	町所有	1	134.00	1996	委託	新耐震	
池尻集会所	町所有	1	108.00	1996	委託	新耐震	
貫井・幹沢集会所	借地	1	109.00	1985	委託	新耐震	
中居集会所	一部借地	1	105.17	1983	委託	新耐震	
町営中居住宅集会所	町所有	4	179.24	1999	委託	新耐震	
林・小倉集会所	借地	1	95.00	1983	委託	新耐震	
日向・門野集会所	町所有	1	101.85	1984	委託	新耐震	
寺内集会所	借地	1	91.00	1982	委託	新耐震	
住居野集会所	借地	1	82.00	1975	委託	未	
手津久集会所	借地	1	71.00	1988	委託	新耐震	
高牛・浜の谷集会所	借地	1	101.00	2004	委託	新耐震	
宇那室集会所	借地	1	77.00	1998	委託	新耐震	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 他施設との統廃合や近接行政区による共同化
- 利用者である行政区等への譲渡
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 住民懇談会では、施設数が充実している、施設数が多い、と双方のご意見がありました。
- 老朽化しており、存続する場合は、バリアフリー化を進めることが必要とのご意見がありました。
- 行政区へ管理・運営を任せられた方が良いとのご意見がありました。

＜再配置に向けた課題等＞

（定量的評価）

- 多くの施設の施設性能が劣っています。

（定性的評価）

- 行政区の集会機能を有する施設であり、主な利用者は地域住民です。

（立地状況分析）

- 「小浜集会所」、「貴井集会所」、「四軒集会所」は、0.5～3.0mの浸水が想定される区域に該当しています。
- 「町当中居住宅集会所」、「林・小倉集会所」、「日向・門野集会所」、「高牛・浜の谷集会所」は土砂災害警戒区域、「宇那室集会所」は土砂災害特別警戒区域に該当しています。

（将来性分析）

- 将来的には人口減少に伴う利用者数の減少、高齢化に伴う高齢者の利用比率の増加が予想されます。

（課題等）

- 既に行政区が運営、維持管理をおこなっており、施設のあり方を検討する必要があります。
- 借地代が発生している施設については、町の負担を削減するために、施設の廃止等について検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜行政区所有によるサービスの継続＞ ●行政区所有により、地区密着型のコミュニティの形成や活動を維持します。
施設・建物配置	＜サービス圏域の再編＞ ●カバーする人口の減少が予想されるため、サービス圏域の再編を図ります。 ＜施設の移譲＞ ●施設の地元行政区への移譲を検討します。 ＜行政区による施設管理＞ ●移譲後も行政区による適切な建物の維持・管理を支援します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	【方策1】 集約化	【方策2】 複合化	【方策3】 転用	【方策4】 施設規模の縮小	【方策5】 民間施設の活用	【方策6】 管理運営等の主体の変更	【方策7】 広域的な相互利用	【方策8】 施設の廃止	継続	備考
池田集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
新里多目的集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
新里前組集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
中新里集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
小浜集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
貫井集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
植竹集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
関口集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
四軒集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
八日市集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
八日市東部集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
三原集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
渡瀬コミュニティ集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
渡瀬21区集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
桜城集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
池尻集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
貫井・幹沢集会所	—	—	—	—	—	○	—	○	—	借地代あり
中居集会所	—	—	—	—	—	○	—	○	—	借地代あり
町営中居住宅集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
林・小倉集会所	—	—	—	—	—	○	—	○	—	借地代あり
日向・門野集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
寺内集会所	—	—	—	—	—	○	—	○	—	借地代あり
住居野集会所	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
手津久集会所	—	—	—	—	—	○	—	○	—	借地代あり
高牛・浜の谷集会所	—	—	—	—	—	○	—	○	—	借地代あり
宇那室集会所	—	—	—	—	—	○	—	○	—	借地代あり

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

④コミュニティ施設（その他）

＜対象施設及び配置状況＞

- 町内には、バス停、トイレ、車庫、東屋、ゲートボール場が設置されています。

表 2-26 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
下阿久原バス停	借地	1	50.00	2004	直営	新耐震	
矢納上鳥羽トイレ	借地	1	9.60	1995	直営	新耐震	
矢納上鳥羽車庫	借地	1	50.00	1972	直営	不要	
住居野トイレ（入口）	借地	1	34.00	1993	直営	新耐震	
住居野トイレ（奥）	借地	1	34.00	1996	直営	新耐震	
上阿久原林トイレ	借地	1	49.00	2002	直営	新耐震	
上阿久原丹生神社トイレ	借地	1	26.49	2001	直営	新耐震	
鳥羽バス亭	町所有	1	9.00	2005	直営	新耐震	
東屋	町所有	2	35.00	1985	直営	新耐震	
冬桜の宿神泉バス停	町所有	1	不明	2002	直営	新耐震	
浜の谷バス停	町所有	1	21.50	1983	直営	不要	
中新里ゲートボール場	町所有	1	1.72	不明	直営	不要	
丹荘駅前障害者対応トイレ	町所有	1	14.10	2008	直営	新耐震	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 他施設との統廃合
- 利用者である行政区等への譲渡
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 住民懇談会では、トイレについて、場所が分かりにくい、施設数が多いとのこと意見がありました。
- トイレは、行政区へ管理・運営を任せた方が良いとのこと意見をありました。

＜再配置に向けた課題等＞

（定量的評価）

- 「上阿久原林トイレ」、「上阿久原丹生神社トイレ」、「鳥羽バス亭」、「丹荘駅前障害者対応トイレ」は、施設性能が優れています。
- 「矢納上鳥羽車庫」、「東屋」、「浜の谷バス停」は、施設性能が劣っています。

(立地状況分析)

○「下阿久原バス停」、「鳥羽バス亭」は土砂災害警戒区域に該当しています。

(将来性分析)

○将来的には人口減少に伴う利用者数の減少、高齢化に伴う高齢者の利用率の増加が予想されます。

(課題等)

■老朽化や利用状況を踏まえて、施設のあり方を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<サービスの継続> ●今後もサービスを継続します。
施設・建物配置	<建物の長期利用> ●今後も維持していく施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <適正な施設規模の維持> ●利用者数の減少が予想されるため、施設の建て替え時には、施設規模の適正化を図ります。 <施設の廃止> ●老朽化が進行している施設、ニーズが見込めない施設は、廃止を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
下阿久原バス停	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
矢納上鳥羽トイレ	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
矢納上鳥羽車庫	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
住居野トイレ（入口）	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
住居野トイレ（奥）	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
上阿久原林トイレ	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
上阿久原丹生神社トイレ	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
鳥羽バス亭	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
東屋	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
冬桜の宿神泉バス停	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
浜の谷バス停	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
中新里ゲートボール場	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
丹荘駅前障害者対応トイレ	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

(9) 文化施設

① 学習施設

<対象施設及び配置状況>

- 町民の文化、教養、福祉及びコミュニティ活動の推進、健康の増進を図るための施設として3施設設置されています。
- 「神泉定住促進センター（ステラ神泉）」は、神泉・渡瀬地区における生涯学習施設の拠点であり、地域内に類似施設（多目的交流施設）が設置されています。

表 2-27 対象施設一覧

施設名	土地所有状況	建物棟数	延床面積(m ²)	代表建築年度	運営形態	耐震化状況	備考
就業改善センター	町所有	2	788.46	1976	直営	済	
神泉定住促進センター（ステラ神泉）	借地	1	556.00	1989	直営	新耐震	
矢納センター	借地	2	156.92	2004	直営	新耐震	

<総合管理計画の基本方針>

- 適正な受益者負担の下に必要な機能を維持することを前提
- 施設の統廃合及び集約、周辺自治体との相互利用の拡充
- 統廃合等による利便性の向上
- PPP/PFI 等を活用した官民連携
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 町民アンケートの結果、利用割合が高く、サービス内容の満足度も高くなっています。

<再配置に向けた課題等>

（定量的評価）

- 「神泉定住促進センター（ステラ神泉）」、「矢納センター」は、施設性能が優れています。

（定性的評価）

- 法令による設置義務はなく、町内に類似・競合する施設が存在しています。

（立地状況分析）

- 「就業改善センター」は、鉄道駅、バス停から徒歩圏に立地しており、公共交通の利便性が優れています。
- 「神泉定住促進センター（ステラ神泉）」、「矢納センター」は、バス停から徒歩圏に立地していますが、土砂災害警戒区域に該当しています。

(将来性分析)

- 「就業改善センター」は、積極的な拠点形成を図る拠点整備エリアに位置づけられており、まちづくり上重要な役割を担っています。
- 将来的には人口減少に伴う利用者数の減少が予想されます。

(課題等)

- 利用者数の減少が予想される中、類似施設の配置状況などを踏まえ、適切な配置を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<学習サービスの継続> ●今後も文化、教養などの活動の推進を図るため、サービスを継続します。
施設・建物配置	<建物の長期利用> ●今後も維持していく施設については、計画的な修繕等を行い、建物の長期利用を図ります。 <施設の複合化・廃止> ●類似施設の配置状況を踏まえ、複合化や廃止を検討します。

<適正配置に向けた方策>

施設	【方策1】集約化	【方策2】複合化	【方策3】転用	【方策4】施設規模の縮小	【方策5】民間施設の活用	【方策6】管理運営等の主体の変更	【方策7】広域的な相互利用	【方策8】施設の廃止	継続	備考
就業改善センター	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
神泉定住促進センター (ステラ神泉)	—	○	—	—	—	—	—	○	—	
矢納センター	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

②文化施設

＜対象施設及び配置状況＞

- 文化財関係の資料を集中管理する施設です。

表 2-28 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
文化財収蔵庫（肥土）	町所有	2	152.29	2007	直営	新耐震	
文化財保管庫（下阿久原）	町所有	2	39.96	2004	直営	新耐震	

＜総合管理計画の基本方針＞

- 適正な受益者負担の下に必要な機能を維持することを前提
- 施設の統廃合及び集約、周辺自治体との相互利用の拡充
- 統廃合等による利便性の向上
- PPP/PFI等を活用した官民連携
- 廃止する施設については、除却した上で土地の売却を検討

＜町民アンケート及び住民懇談会での意見＞

- 特にご意見等はありませんでした。

＜再配置に向けた課題等＞

（定性的評価）

○法令による設置義務はなく、他の施設でも同一のサービスを実施することが可能であるため、廃止した場合の影響も大きくありません。

（立地状況分析）

○「文化財収蔵庫（肥土）」は、0.5～3.0mの浸水が想定される区域に該当しています。

（課題等）

■他施設の余剰スペースの状況などを踏まえ、適切な配置を検討する必要がある。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜文化財関係資料の保管機能の継続＞ ●今後も文化財関係資料の適切な保管を図るため、機能を継続します。
施設・建物配置	＜施設の廃止＞ ●他の施設の余剰スペース、配置状況を踏まえ、廃止を検討します。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
文化財収蔵庫（肥土）	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
文化財保管庫（下阿久原）	—	—	—	—	—	—	—	○	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

(10) その他普通財産

<対象施設及び配置状況>

- 主として管理処分されるべき性質を持つ財産です。

表 2-29 対象施設一覧

施設名	土地所有 状況	建物 棟数	延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	運営形態	耐震化 状況	備考
矢納体育館	町所有	3	739.08	1977	直営	不要	プール含む
旧いずみ幼稚園	一部借地	2	400.00	1978	委託	未	
二ノ宮集出荷所	借地	1	243.76	1973	委託	不要	
ボランティアセンター	町所有	1	55.55	1985	委託	新耐震	
植竹駐輪場	町所有	1	200.00	2014	直営	新耐震	
下阿久原倉庫	町所有	2	73.60	1988	直営	新耐震	

<総合管理計画の基本方針>

- 貸出施設、用途廃止施設については、売却を含めた適正な管理・運営方法を検討

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 住民懇談会では、矢納体育館は使用されていないとのご意見がありました。

<再配置に向けた課題等>

(定量的評価)

- 「植竹駐輪場」は施設性能が優れています。

(立地状況分析)

- 「矢納体育館」、「旧いずみ幼稚園」は、土砂災害警戒区域に該当しています。

(将来性分析)

- 管理処分されるべき特質を有しています。

(課題等)

- 施設の特質上、町で所有する必要性が低いため、施設の民間への売却などによる資産の活用方法を検討する必要があります。

＜再配置の方向性＞

サービス	＜資産の活用＞ ●町が保有する必要性が低い施設については、民間などへの貸付・売却などを図り、施設総量の縮減により、維持管理に係るコストの削減を図ります。
施設・建物配置	＜施設の利活用＞ ●町が保有する必要性が高い施設については、他の機能に転用するなど、施設の利活用を図ります。

＜適正配置に向けた方策＞

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
矢納体育館	—	—	—	—	—	—	—	○	—	プール含む
旧いずみ幼稚園	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
二ノ宮集出荷所	—	—	—	—	—	—	—	○	—	
ボランティアセンター	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
植竹駐輪場	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
下阿久原倉庫	—	—	—	△	—	—	—	—	—	

○：概ね 10 年以内に検討・実施 △：概ね 20 年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

(11) 公園緑地

<対象施設及び配置状況>

- 町内には、都市公園、児童公園、その他公園が設置されています。

<総合管理計画の基本方針>

- 社会環境の変化にあわせた役割・機能の検討
- 指定管理者制度の導入や行政区などへの移譲・移管の検討
- 借地面積の削減

<町民アンケート及び住民懇談会での意見>

- 町民アンケートでは、今後の公園のあり方について「中規模な公園に集約・統合し、遊具を充実させる」と回答された方の割合が多くなっています。

<再配置に向けた課題等>

(定性的評価)

- 町内に類似・競合する施設が存在しています。

(将来性分析)

- 将来的には人口減少による利用者の減少が予測されます。

(課題等)

- 借地の解消による借上料の抑制を図る必要があります。
- 利用者数の減少が予想される中、適切な配置を検討する必要があります。

<再配置の方向性>

サービス	<サービスの集約化> ●小規模な公園は集約化し、設置遊具の充実を図ります。
施設・建物配置	<安全性の確保> ●今後も継続してゆく公園については、定期的な点検を行い、安全性を確保します。

＜適正配置に向けた方策＞

都市公園

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
美原公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
丹荘公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
神川ゆ〜ゆ〜ランド	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
青柳公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
池田公園	—	—	—	—	—	—	—	△	—	
新宿ふれあい公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
駒形公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
金鑽清流公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
神流川水辺公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
高橋記念公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

児童公園

施設	〔方策1〕 集約化	〔方策2〕 複合化	〔方策3〕 転用	〔方策4〕 施設規模の縮小	〔方策5〕 民間施設の活用	〔方策6〕 管理運営等の主体の変更	〔方策7〕 広域的な相互利用	〔方策8〕 施設の廃止	継続	備考
八幡神社境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
元三大師境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
光明寺境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
万日堂境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
赤羽	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
前組上（稲荷神社）	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
前組下	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
御霊神社境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
小浜向	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
観音寺境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
植竹ポケットパーク	—	—	—	—	—	△	—	△	—	
池上神社境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
日枝神社境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
稲荷神社境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
熊野神社境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
三原集会所	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
木ノ宮神社境内	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
町営渡瀬住宅広場	—	—	—	—	—	—	—	○	—	町営渡瀬住宅と 一体で検討
小公園	△	△	—	—	—	—	—	—	—	
運動公園小公園	△	△	—	—	—	—	—	—	—	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

その他公園

施設	〔方策1〕集約化	〔方策2〕複合化	〔方策3〕転用	〔方策4〕施設規模の縮小	〔方策5〕民間施設の活用	〔方策6〕管理運営等の主体の変更	〔方策7〕広域的な相互利用	〔方策8〕施設の廃止	継続	備考
北塚原公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
中央公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
コミュニティ運動広場	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
ほたる池	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
ほたる公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
秩父瀬神流パーク	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
鳥羽川河川公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	
親水公園	—	—	—	—	—	—	—	—	☆	

○：概ね10年以内に検討・実施 △：概ね20年以内に検討・実施 ☆：継続する施設

第3章 ロードマップの検討

このロードマップは、施設ごとの再配置等の概ねの実施時期を、第1期（前期）、第1期（後期）、第2期以降に区分し、示すものです。

3-1 行政系施設

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
神川町役場	継続	継続		
神泉総合支所	集約化/複合化	集約・複合化の検討	集約・複合化の実施	

3-2 防災関連施設

(1) 消防団車庫・詰所

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
第1分団車庫兼詰所	継続	継続		
第2分団車庫兼詰所	継続	継続		
第3分団車庫兼詰所	継続	継続		
第4分団車庫兼詰所	継続	継続		
第5分団車庫兼詰所	継続	継続		
第6分団車庫兼詰所	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
第7分団1班車庫	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
第7分団2班車庫兼詰所	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
第7分団3班車庫兼詰所	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
第7分団3班車庫	廃止	廃止の検討	廃止	
消防車庫（二ノ宮）	転用	転用の検討	転用	
旧第1分団車庫・詰所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
旧第4分団車庫・詰所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	

(2) 消防小屋

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
宇那室自衛消防小屋	廃止	廃止の検討	廃止	
住居野自衛消防小屋	継続	継続		
小浜自衛消防小屋	廃止	廃止の検討	廃止	

(3) 器具置場

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
新宿消防器具置場	廃止	廃止の検討	廃止	

(4) 水防小屋

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
水防小屋（二ノ宮）	集約化	集約化の検討	集約化	
水防小屋（新里）	集約化	集約化の検討	集約化	

(5) 無線中継局

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
防災行政無線中継局	継続	継続		

3-3 教育施設

(1) 小学校

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
丹荘小学校	集約化/複合化	集約・複合化の検討	集約・複合化	
青柳小学校	集約化/複合化	集約・複合化の検討	集約・複合化	
渡瀬小学校	集約化/複合化	集約・複合化の検討	集約・複合化	
神泉小学校	集約化/複合化	集約・複合化の検討	集約・複合化	

(2) 中学校

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
神川中学校	継続	継続		

(3) 学校給食センター

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
給食センター	縮小／広域化	継続		縮小／広域化の検討

(4) 幼稚園

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
神川幼稚園	複合化	複合化の検討	複合化	

3-4 医療福祉施設

(1) 保育所

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
丹荘保育所	継続	継続		
青柳保育所	複合化	複合化の検討	複合化	

(2) 保健衛生施設

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
神川町保健センター	複合化	継続		福祉施設との複合化 の検討

(3) 福祉施設

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
神川町総合福祉センター	複合化	継続		保健施設との複合化 の検討

(4) 国保診療所

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
神川町国民健康保険診療所	廃止	廃止の検討 	廃止 	

3-5 公営住宅

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
町営渡瀬住宅	民間施設活用	民間施設活用検討 	実施 	
町営中居住宅	継続	継続 		

3-6 体育施設

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
阿久原グラウンド	廃止	廃止の検討 	廃止 	
神川町B&G海洋センター 体育館：継続 プール：廃止	継続／廃止	継続（体育館） プールの廃止検討 	 プールの廃止	

3-7 産業振興観光施設

(1) 農業施設

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
農産物加工センター	主体変更	民間へ移譲検討 	民間へ移譲 	
農林産物集出荷貯蔵施設	主体変更	民間へ移譲検討 	民間へ移譲 	

(2) 観光施設

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
地域振興施設神泉	継続	継続		
矢納フィッシングパーク	主体変更	民間へ移譲検討	民間へ移譲	
婦人・若者等活動促進施設	廃止	継続		廃止の検討
町営神流湖テニスコート	廃止	廃止の検討	廃止	
地域振興施設ありの実	継続	継続		

(3) 宿泊施設

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
冬桜の宿神泉	主体変更	民間へ移譲検討	民間へ移譲	

(4) その他の公園

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
城峯公園	主体変更	民間へ移譲検討	民間へ移譲	

3-8 コミュニティ施設

(1) 公民館

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
神川町中央公民館	継続	継続		
ふれあいセンター	複合化/ 施設規模縮小	複合化/縮小の検討	複合化/縮小	

(2) コミュニティ施設(全域)

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
多目的交流施設	継続	継続		

(3) コミュニティ施設

対象施設	再配置方針	第 1 期		第 2 期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
池田集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
新里多目的集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
新里前組集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
中新里集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
小浜集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
貫井集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
植竹集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
関口集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
四軒集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
八日市集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
八日市東部集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
三原集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
渡瀬コミュニティ集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
渡瀬 21 区集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
桜城集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
池尻集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
貫井・幹沢集会所	主体変更/廃止	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
中居集会所	主体変更/廃止	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
町営中居住宅集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
林・小倉集会所	主体変更/廃止	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
日向・門野集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	
寺内集会所	主体変更/廃止	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
住居野集会所	主体変更	地元との調整	地元へ移譲	

対象施設	再配置方針	第 1 期		第 2 期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
手津久集会所	主体変更/廃止	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
高牛・浜の谷集会所	主体変更/廃止	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	
宇那室集会所	主体変更/廃止	地元との調整 廃止の検討	地元へ移譲 廃止	

(4) コミュニティ施設（その他）

対象施設	再配置方針	第 1 期		第 2 期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
下阿久原バス停	継続	継続		
矢納上鳥羽トイレ	継続	継続		
矢納上鳥羽車庫	継続	継続		
住居野トイレ（入口）	継続	継続		
住居野トイレ（奥）	廃止	廃止の検討	廃止	
上阿久原林トイレ	継続	継続		
上阿久原丹生神社トイレ	継続	継続		
鳥羽バス亭	継続	継続		
東屋	継続	継続		
冬桜の宿神泉バス停	継続	継続		
浜の谷バス停	継続	継続		
中新里ゲートボール場	継続	継続		
丹荘駅前障害者対応トイレ	継続	継続		

3-9 文化施設

(1) 学習施設

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
就業改善センター	継続	継続		
神泉定住促進センター (ステラ神泉)	複合化/廃止	複合化/廃止の検討	複合化/廃止	
矢納センター	継続	継続		

(2) 文化施設

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
文化財収蔵庫（肥土）	廃止	廃止の検討	廃止	
文化財保管庫（下阿久原）	廃止	廃止の検討	廃止	

3-10 その他普通財産

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
矢納体育館	廃止	廃止の検討	廃止	
旧いすみ幼稚園	主体変更	民間へ移譲検討	民間へ移譲	
二ノ宮集出荷所	廃止	廃止の検討	廃止	
ボランティアセンター	主体変更	民間へ移譲検討	民間へ移譲	
植竹駐輪場	継続	継続		
下阿久原倉庫	縮小	継続		縮小の検討

3-1-1 公園緑地

(1) 都市公園

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
美原公園	継続	継続		
丹荘公園	継続	継続		
神川ゆ～ゆ～ランド	継続	継続		
青柳公園	継続	継続		
池田公園	廃止	継続		廃止の検討
新宿ふれあい公園	継続	継続		
駒形公園	継続	継続		
金鑽清流公園	継続	継続		
神流川水辺公園	継続	継続		
高橋記念公園	継続	継続		

(2) 児童公園

対象施設	再配置方針	第1期		第2期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
八幡神社境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
元三大師境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
光明寺境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
万日堂境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
赤羽	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
前組上（稲荷神社）	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
前組下	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
御霊神社境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
小浜向	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
観音寺境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
植竹ポケットパーク	主体変更/廃止	継続		主体変更/廃止の検討

対象施設	再配置方針	第 1 期		第 2 期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
池上神社境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
日枝神社境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
稲荷神社境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
熊野神社境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
三原集会所	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
木ノ宮神社境内	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
町営渡瀬住宅広場※	廃止	廃止の検討	廃止	
小公園	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討
運動公園小公園	集約化/複合化	継続		集約・複合化の検討

※町営渡瀬住宅広場は町営渡瀬住宅と一体で検討

(3) その他の公園

対象施設	再配置方針	第 1 期		第 2 期～ (2029～)
		前期 (2019～2023)	後期 (2024～2028)	
北塚原公園	継続	継続		
中央公園	継続	継続		
コミュニティ運動広場	継続	継続		
ほたる池	継続	継続		
ほたる公園	継続	継続		
秩父瀬神流パーク	継続	継続		
鳥羽川河川公園	継続	継続		
親水公園	継続	継続		

施設所在地一覧

大分類	中分類	施設名称	所在地
行政施設	役場庁舎	神川町役場	植竹 909
		神泉総合支所	下阿久原 816-1
防災関連施設	消防団 車庫・詰所	第1分団車庫兼詰所	渡瀬 463-15
		第2分団車庫兼詰所	池田 599-1
		第3分団車庫兼詰所	新里 155
		第4分団車庫兼詰所	熊野堂 211-12
		第5分団車庫兼詰所	元阿保 752-1
		第6分団車庫兼詰所	下阿久原 816-1
		第7分団1班車庫	下阿久原 636-1
		第7分団2班車庫兼詰所	上阿久原 28-1
		第7分団3班車庫兼詰所	矢納 107-1
		第7分団3班車庫	上阿久原 1000-1
		消防車庫（二ノ宮）	二ノ宮 166-2
		旧第1分団車庫・詰所	渡瀬 540-1
		旧第4分団車庫・詰所	八日市 445-1
	消防小屋	宇那室自衛消防小屋	矢納 1082-1
		住居野自衛消防小屋	上阿久原 1377-1
		小浜自衛消防小屋	小浜 597
	器具置場	新宿消防器具置場	新宿 192-42
	水防小屋	水防小屋（二ノ宮）	二ノ宮 168-5
		水防小屋（新里）	新里 396-1
	無線中継局	防災行政無線中継局	渡瀬 1249-10
教育施設	小学校	丹荘小学校	関口 110-1
		青柳小学校	二ノ宮 60-1
		渡瀬小学校	渡瀬 540-1
		神泉小学校	下阿久原 875-1
	中学校	神川中学校	新里 450
	学校給食センター	学校給食センター	新里 431-8
	幼稚園	神川幼稚園	新里 362-2
医療福祉施設	保育所	丹荘保育所	八日市 208
		青柳保育所	新里 2787-5
	保健衛生施設	神川町保健センター	植竹 900-1
	福祉施設	神川町総合福祉センター	関口 90
	国保診療所	神川町国民健康保険診療所	関口 92-1
公営住宅	公営住宅	町営渡瀬住宅	渡瀬 1000-1
		町営中居住宅	下阿久原 1055-1
体育施設	体育施設	阿久原グラウンド	下阿久原 586-1
		神川町B & G海洋センター	肥土 1205-1
産業振興観光施設	農業施設	農産物加工センター	下阿久原 847-1
		農林産物集出荷貯蔵施設	下阿久原 590-1
	観光施設	地域振興施設神泉	下阿久原 110
		矢納フィッシングパーク	矢納 475
		婦人・若者等活動促進施設	矢納 968-4
		町営神流湖テニスコート	矢納 1473
		地域振興施設ありの実	元阿保 1056-1
	宿泊施設	冬桜の宿神泉	矢納 1431-1
	その他公園	城峯公園	矢納 1277-3

大分類	中分類	施設名称	所在地
コミュニティ施設	公民館	神川町中央公民館	植竹 867-2
		ふれあいセンター	二ノ宮 166-2
	コミュニティ施設（全域）	多目的交流施設	下阿久原 1088
	コミュニティ施設	池田集会所	池田 848-1
		新里多目的集会所	新里 1571
		新里前組集会所	新里 2059-2
		中新里集会所	中新里 74-3
		小浜集会所	小浜 640-1
		貫井集会所	貫井 94-1
		植竹集会所	植竹 602-1
		関口集会所	関口 39-1
		四軒集会所	四軒在家 134-2
		八日市集会所	八日市 444-1
		八日市東部集会所	八日市 2567-1
		三原集会所	熊野堂 200-1
		渡瀬コミュニティ集会所	渡瀬 532-2
		渡瀬 21 区集会所	渡瀬 1000-1
		桜城集会所	下阿久原 218-4
		池尻集会所	下阿久原 378-3
		貫井・幹沢集会所	下阿久原 531-1
		中居集会所	下阿久原 1008-1
		町堂中居住宅集会所	下阿久原 1073-1
		林・小倉集会所	上阿久原 611
		日向・門野集会所	下阿久原 1102-3
		寺内集会所	上阿久原 187
		住居野集会所	下阿久原 1208
		手津久集会所	矢納 32-1
		高牛・浜の谷集会所	矢納 598-1
		宇那室集会所	矢納 1015-3
	コミュニティ施設（その他）	下阿久原バス停	下阿久原 819-1
		矢納上鳥羽トイレ	矢納 359-2
		矢納上鳥羽車庫	矢納 359-2
		住居野トイレ（入口）	下阿久原 1130-1
		住居野トイレ（奥）	上阿久原 1489-1
		上阿久原林トイレ	上阿久原 627-1
		上阿久原丹生神社トイレ	上阿久原 1-1
		鳥羽バス亭	矢納 291 地先
		東屋	矢納 1099-1
		冬桜の宿神泉バス停	矢納 1431-5
		浜の谷バス停	矢納 723-2 地先
		中新里ゲートボール場	中新里 303-1
		丹荘駅前障害者対応トイレ	植竹 716-26
文化施設	学習施設	就業改善センター	植竹 900-1
		神泉定住促進センター（ステラ神泉）	下阿久原 876
		矢納センター	矢納 503-1
	文化施設	文化財保管庫（肥土）	肥土 1205-1
		文化財保管庫（下阿久原）	下阿久原 1008-1

大分類	中分類	施設名称	所在地
その他普通財産	その他普通財産	矢納体育館	矢納 563-1
		旧いずみ幼稚園	上阿久原 56
		二ノ宮集出荷所	二ノ宮 166-2
		ボランティアセンター	関口 110-9
		植竹駐輪場	植竹 1385-11
		下阿久原倉庫	下阿久原 1008-1
公園緑地	都市公園	美原公園	元原 200-9
		丹荘公園	八日市 2570-7
		神川ゆ〜ゆ〜ランド	小浜 1504-33 他
		青柳公園	新里 2787-1
		池田公園	池田 814
		新宿ふれあい公園	新宿 1215-1 他
		駒形公園	二ノ宮 808-14
		金鑽清流公園	二ノ宮 757
		神流川水辺公園	渡瀬 1017-1
		高橋記念公園	肥土 478
	児童公園	八幡神社境内	新宿 284
		元三大師境内	二ノ宮 667-1
		光明寺境内	新里 1828-2
		万日堂境内	新里 1595
		赤羽	新里 1225-1
		前組上（稻荷神社）	新里 2022-129
		前組下	新里 2241-1
		御霊神社境内	中新里 48
		小浜向	小浜 157
		観音寺境内	貫井 157-1
		植竹ポケットパーク	植竹 315-1
		池上神社境内	関口 38-1
		日枝神社境内	四軒在家 134-1
		稻荷神社境内	元阿保 538
		熊野神社境内	八日市 527-1
		三原集会所	熊野堂 200-1
		木ノ宮神社境内	渡瀬 737-1
		町営渡瀬住宅広場	渡瀬 1000-1
		小公園	下阿久原 919-1
		運動公園小公園	下阿久原 579-1
	その他公園	北塚原公園	新里 186-1 の一部
		中央公園	植竹 902-1
		コミュニティ運動広場	八日市 2-16
		ほたる池	肥土 621-1
		ほたる公園	関口 422-1
		秩父瀬神流パーク	下阿久原 110
		鳥羽川河川公園	矢納 503-1
		親水公園	上阿久原 120-1